

基本計画書

| 基本計画 | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|-------------|------------|----------|--------------|------------|-------------|----------------------|---------------------|
| 事項 | 記入欄 | | | | | | | | 備考 |
| 計画の区分 | 大学院の収容定員に係る学則変更 | | | | | | | | |
| フリガナ | ガッコウホウジン チョウジガクエン | | | | | | | | |
| 設置者 | 学校法人 智香寺学園 | | | | | | | | |
| フリガナ | サイタマコウギョウダイガクダイガクイン | | | | | | | | |
| 大学の名称 | 埼玉工業大学大学院 | | | | | | | | |
| 大学本部の位置 | 埼玉県深谷市普濟寺1690番地 | | | | | | | | |
| 大学の目的 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | |
| 新設研究科等の目的 | 令和元年に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価により定員管理の改善が求められたことを踏まえ、定員の適正化を図るため、人間社会研究科 情報社会専攻の入学定員減（△5名）及び心理学専攻の入学定員減（△5名）を行い、社会及び志願者の需要に見合うよう適正化をするもの。 | | | | | | | | |
| 新設研究科等の概要 | 新設研究科等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位 | 学位の分野 | 開設時期及び開設年次 | 所在地 |
| | 人間社会研究科 | 年 | 人 | 年次人 | 人 | 修士(情報社会) | 社会学・社会福祉学関係 | 令和8年4月 | 埼玉県深谷市 普濟寺1690番地 |
| | 情報社会専攻 | 2 | 5 (10) | — | 10 (20) | 修士(心理学) | 文学関係 | 令和8年4月 | |
| | 心理学専攻 | 2 | 10 (15) | — | 20 (30) | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |
| 同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等） | | | | | | | | | |
| 教育課程 | 新設研究科等の名称 | 開設する授業科目の総数 | | | | | | 修了要件単位数 | |
| | | 講義 | 演習 | 実験・実習 | 計 | 科目 | 科目 | 単位 | |
| 研究科等の名称 | | 専任教員 | | | | | 助手 | 専任教員以外の教員 (助手を除く) | |
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | | | |
| 新設 | 人間社会研究科 情報社会専攻 | 7 (7) | 2 (2) | 1 (1) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 人間社会研究科 心理専攻 | 4 (4) | 2 (2) | 2 (2) | 0 (0) | 8 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 計 | 11 (11) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (0) | 18 (18) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 既設 | 工学研究科 機械工学専攻（博士前期課程・博士後期課程） | 9 (9) | 4 (4) | 1 (1) | 0 (0) | 14 (14) | 0 | 0 | |
| | 工学研究科 生命環境化学専攻（博士前期課程・博士後期課程） | 9 (9) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 工学研究科 情報システム専攻（博士前期課程・博士後期課程） | 11 (11) | 3 (3) | 1 (1) | 0 (0) | 15 (15) | 0 (0) | 9 | |
| | 計 | 29 (29) | 8 (8) | 2 (2) | 0 (0) | 39 (39) | 0 (0) | — (—) | |
| 合計 | | 40 (40) | 12 (12) | 5 (5) | 0 (0) | 57 (57) | 0 (0) | — (—) | |
| 職種 | | 専属 | | | その他 | | | 計 | |
| 事務職員 | 56 (56) | | | 5 (0) | | | 61 (61) | | |
| 技術職員 | 3 (3) | | | 0 (0) | | | 3 (3) | | |
| 図書館職員 | 1 (1) | | | 0 (0) | | | 1 (1) | | |
| その他の職員 | 0 (0) | | | 0 (0) | | | 0 (0) | | |
| 指導補助者 | 0 (0) | | | 0 (0) | | | 0 (0) | | |
| 計 | | 60 (60) | | | 5 (0) | | | 65 (65) | |
| 校地等 | 区分 | 専用 | 共用 | | 共用する他の学校等の専用 | | 計 | | |
| | 校舎敷地 | 135,903㎡ | 0㎡ | | 0㎡ | | 135,903㎡ | | |
| | その他 | 5,414㎡ | 0㎡ | | 0㎡ | | 5,414㎡ | | |
| 合計 | | 141,317㎡ | 0㎡ | | 0㎡ | | 141,317㎡ | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--|----------------|------------------|----------------------|---------------------|------------|------------|--------|---------------------|
| 校舎 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 | | | | | |
| | 34,755㎡ (34,755㎡) | 0㎡ (0㎡) | 0㎡ (0㎡) | 34,755㎡ (34,755㎡) | | | | | |
| 講義室等・新設研究科等の専任教員研究室 | 講義室 | 実験・実習室 | 演習室 | 新設研究科等の専任教員研究室 | | | | | |
| | 室 | 室 | 室 | 室 | | | | | |
| 図書・設備 | 新設研究科等の名称 | 図書 〔うち外国書〕冊 | 電子図書 〔うち外国書〕冊 | 学術雑誌 〔うち外国書〕種 | 電子ジャーナル 〔うち外国書〕種 | 機械・器具 点 | 標本 点 | | |
| | | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | | |
| | | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | 〔 〕 | | |
| 経費の見積り及び維持方法の概要 | 区分 | 開設前年度 | 第1年次 | 第2年次 | 第3年次 | 第4年次 | 第5年次 | | |
| | | 教員1人当り研究費等 | 325千円 | 325千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 共同研究費等 | 100千円 | 100千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| 学生納付金以外の維持方法の概要 | 私立大学等経常費補助金、試算運用収入、雑収入等 | 図書購入費 | 8,000千円 | 8,000千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 設備購入費 | 9,000千円 | 9,000千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 学生1人当り納付金 | 第1年次 1,050千円 | 第2年次 800千円 | 第3年次 千円 | 第4年次 千円 | 第5年次 千円 | | |
| 既設大学等の状況 | 大学等の名称 | 埼玉工業大学 | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 収容定員充足率 | 開設年度 | 所在地 |
| 既設大学等の状況 | 工学部 | 年 | 人 | 年次 | 人 | | 倍 | | |
| 既設大学等の状況 | 機械工学科 | 4 | 100 | — | 460 | 学士(工学) | 1.02 | 昭和51年度 | 埼玉県深谷市 普濟寺1690番地 |
| 既設大学等の状況 | 生命環境化学科 | 4 | 60 | — | 330 | 学士(工学) | 0.73 | 平成19年度 | |
| 既設大学等の状況 | 情報システム学科 | 4 | 200 | — | 650 | 学士(工学) | 1.44 | 平成19年度 | |
| 既設大学等の状況 | 人間社会学部 | | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 情報社会学科 | 4 | 90 | — | 360 | 学士(教養学) | 1.04 | 平成14年度 | |
| 既設大学等の状況 | 心理学科 | 4 | 50 | — | 200 | 学士(心理学) | 1.13 | 平成14年度 | |
| 既設大学等の状況 | 大学等の名称 | 埼玉工業大学大学院 | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 学部等の名称 | 修業年限 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 学位又は称号 | 収容定員充足率 | 開設年度 | 所在地 |
| 既設大学等の状況 | 工学研究科 | 年 | 人 | 年次 | 人 | | 倍 | | 埼玉県深谷市 普濟寺1690番地 |
| 既設大学等の状況 | 機械工学専攻 | | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 博士前期課程 | 2 | 6 | — | 12 | 修士(工学) | 2.00 | 平成19年度 | |
| 既設大学等の状況 | 博士後期課程 | 3 | 2 | — | 6 | 博士(工学又は学術) | 1.00 | 平成22年度 | |
| 既設大学等の状況 | 生命環境化学専攻 | | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 博士前期課程 | 2 | 7 | — | 14 | 修士(工学) | 1.57 | 平成19年度 | |
| 既設大学等の状況 | 博士後期課程 | 3 | 2 | — | 6 | 博士(工学又は学術) | 1.00 | 平成22年度 | |
| 既設大学等の状況 | 情報システム専攻 | | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 博士前期課程 | 2 | 7 | — | 14 | 修士(工学) | 1.28 | 平成19年度 | |
| 既設大学等の状況 | 博士後期課程 | 3 | 2 | — | 6 | 博士(工学又は学術) | 1.50 | 平成22年度 | |
| 既設大学等の状況 | 人間社会研究科 | | | | | | | | |
| 既設大学等の状況 | 情報社会専攻修士課程 | 2 | 10 | — | 20 | 修士(情報社会) | 0.10 | 平成18年度 | |
| 既設大学等の状況 | 心理学専攻修士課程 | 2 | 15 | — | 30 | 修士(心理学) | 0.36 | 平成18年度 | |
| 附属施設の概要 | 機械工学科総合実験実習棟・・・機械系実験実習実施のために本学内に設置(600㎡) | | | | | | | | |

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人智香寺学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度

入学定員 編入学定員 収容定員

令和8年度

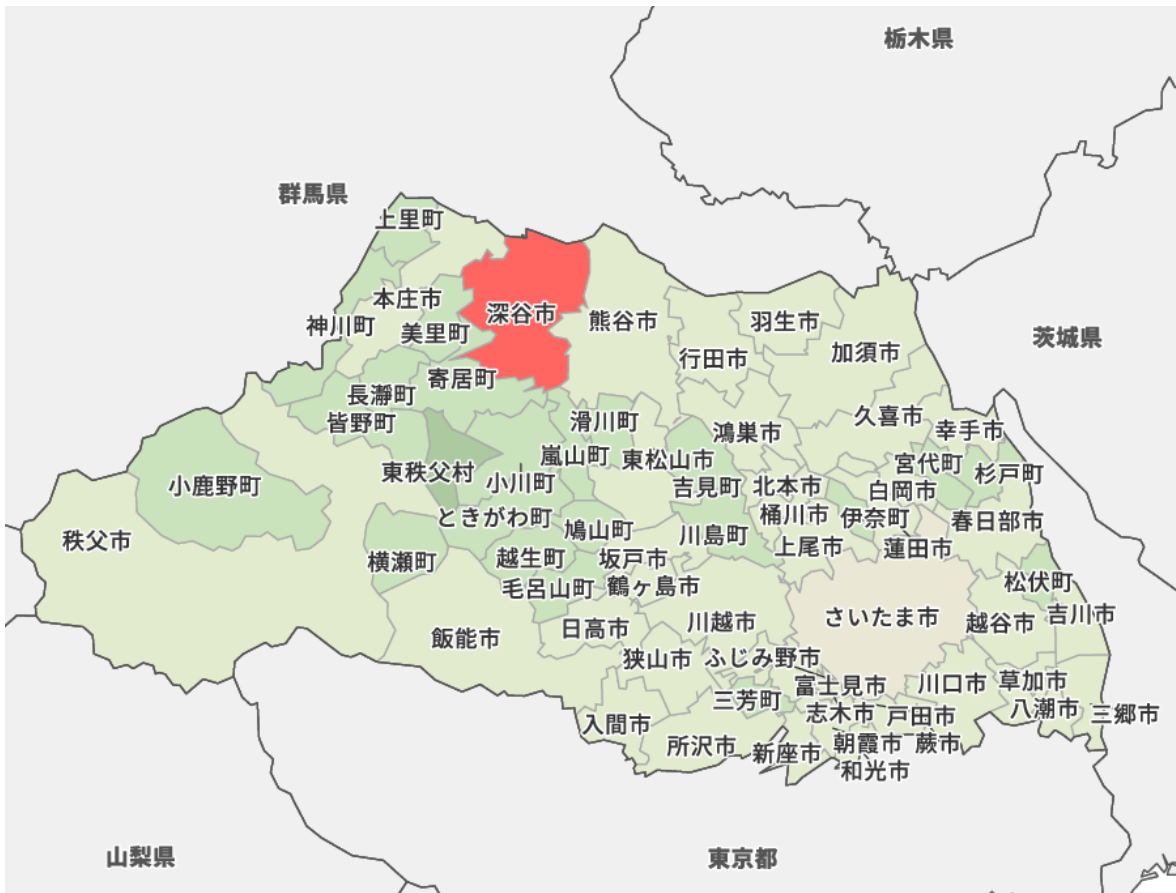
入学定員 編入学定員 収容定員

変更の事由

| 埼玉工業大学 | | | |
|--------------|-----|---|-------|
| 工学部 | | | |
| 機械工学科 | 100 | — | 460 |
| 生命環境化学科 | 60 | — | 330 |
| 情報システム学科 | 200 | — | 650 |
| 人間社会学部 | | | |
| 情報社会学科 | 90 | — | 360 |
| 心理学科 | 50 | — | 200 |
| 計 | 500 | — | 2,000 |
| 埼玉工業大学大学院 | | | |
| 工学研究科 | | | |
| 機械工学専攻 (M) | 6 | — | 12 |
| 機械工学専攻 (D) | 2 | — | 6 |
| 生命環境化学専攻 (M) | 7 | — | 14 |
| 生命環境化学専攻 (D) | 2 | — | 6 |
| 情報システム専攻 (M) | 7 | — | 14 |
| 情報システム専攻 (D) | 2 | — | 6 |
| 人間社会研究科 | | | |
| 情報社会専攻 (M) | 10 | — | 20 |
| 心理学専攻 (M) | 15 | — | 30 |
| 計 | 51 | — | 108 |

| 埼玉工業大学 | | | | |
|--------------|-----|---|-------|-------------|
| 工学部 | | | | |
| 機械工学科 | 100 | — | 440 | 令和6年4月25日届 |
| 生命環境化学科 | 60 | — | 300 | 出による入学定員 |
| 情報システム学科 | 200 | — | 700 | 変更に伴う収容定 |
| 人間社会学部 | | | | |
| 情報社会学科 | 90 | — | 360 | |
| 心理学科 | 50 | — | 200 | |
| 計 | 500 | — | 2,000 | |
| 埼玉工業大学大学院 | | | | |
| 工学研究科 | | | | |
| 機械工学専攻 (M) | 6 | — | 12 | |
| 機械工学専攻 (D) | 2 | — | 6 | |
| 生命環境化学専攻 (M) | 7 | — | 14 | |
| 生命環境化学専攻 (D) | 2 | — | 6 | |
| 情報システム専攻 (M) | 7 | — | 14 | |
| 情報システム専攻 (D) | 2 | — | 6 | |
| 人間社会研究科 | | | | |
| 情報社会専攻 (M) | 5 | — | 10 | 入学定員変更 (△5) |
| 心理学専攻 (M) | 10 | — | 20 | 入学定員変更 (△5) |
| 計 | 41 | — | 88 | |

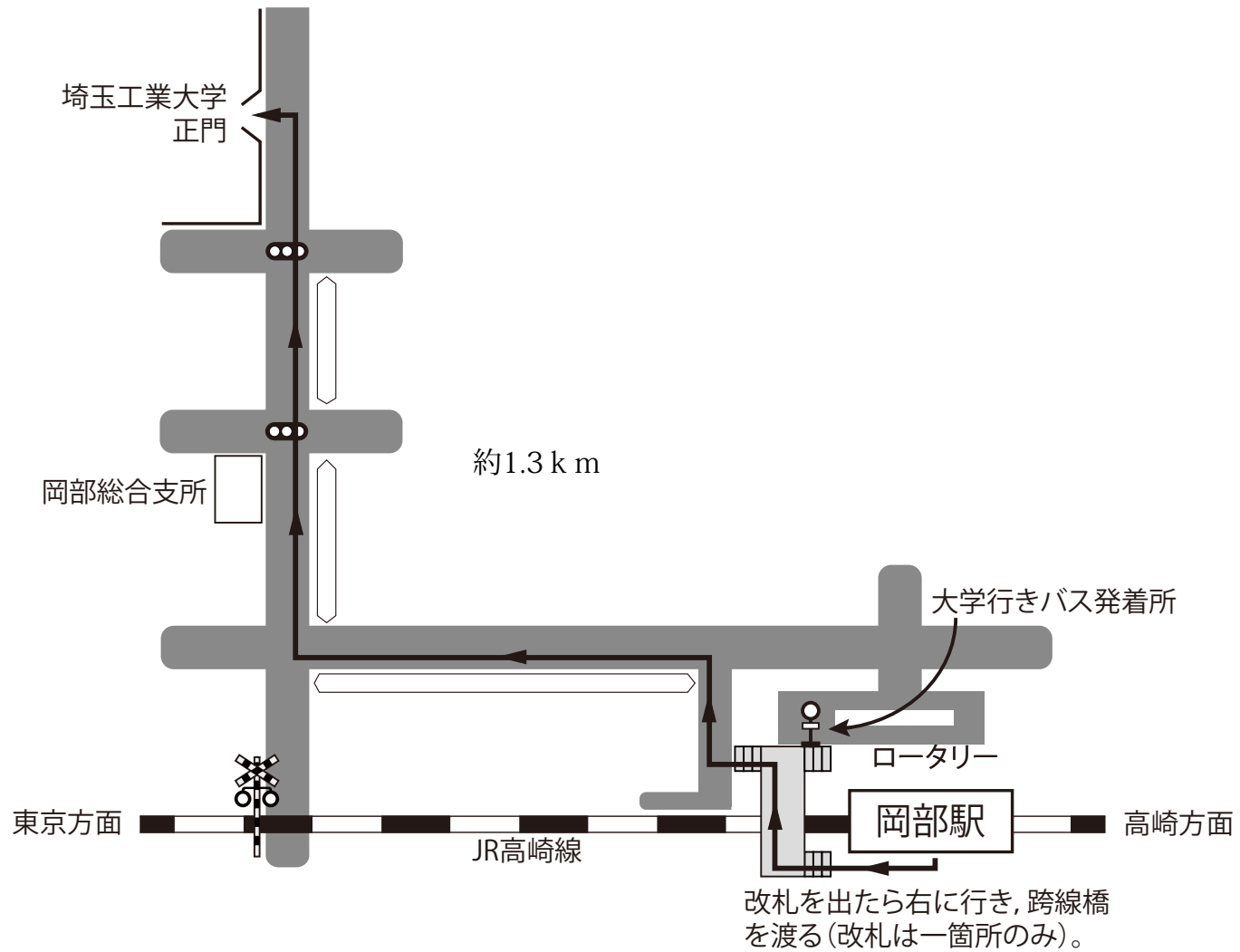
(1) 都道府県内における位置関係の図面



埼玉工業大学

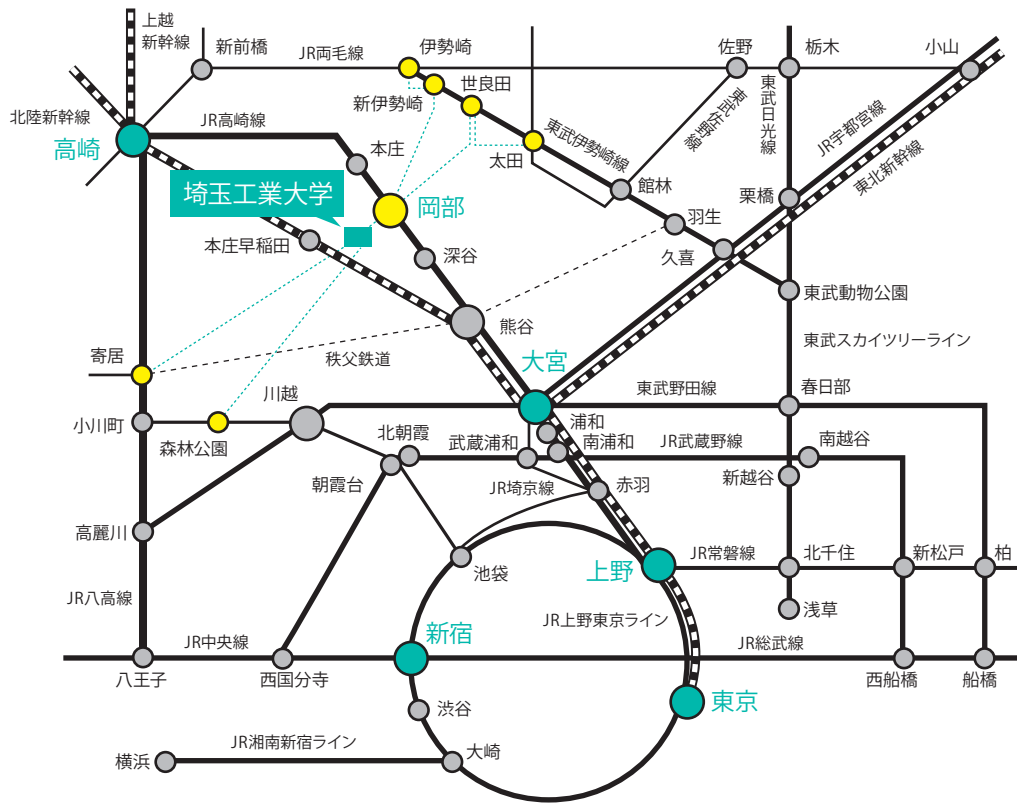
埼玉県深谷市普濟寺 1690 番地

(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



ACCESS

交通アクセス

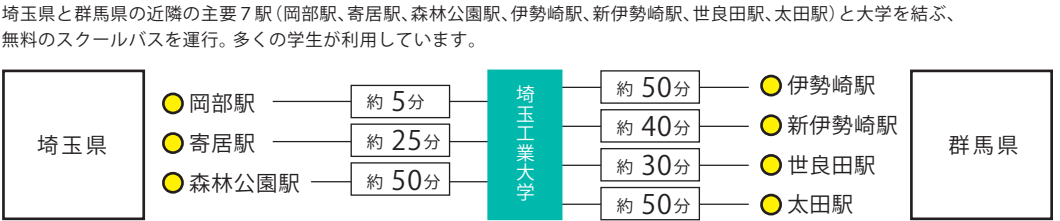


電車で
「JR岡部駅」に
お越しの場合

| JR 利用の場合 | 約 | 分 |
|---------------------|---|------|
| ● 上野駅より [高崎線・各駅停車] | 約 | 90分 |
| ● 大宮駅より [高崎線・各駅停車] | 約 | 60分 |
| ● 高崎駅より [高崎線・各駅停車] | 約 | 30分 |
| ● 東京駅より [上野東京ライン利用] | 約 | 100分 |
| ● 新宿駅より [湘南新宿ライン利用] | 約 | 95分 |

| 新幹線 利用の場合 | 約 | 分 |
|-----------------------------------|---|------|
| ● 上越・北陸新幹線 を利用の場合 (JR高崎駅経由) | 約 | 105分 |
| ● 東北新幹線 を利用の場合 (JR大宮駅経由) | 約 | 85分 |
| ○ 新潟駅より | 約 | 105分 |
| ○ 長岡駅より | 約 | 75分 |
| ○ 長野駅より | 約 | 75分 |
| ○ 仙台駅より | 約 | 130分 |
| ○ 郡山駅より | 約 | 110分 |
| ○ 宇都宮駅より | 約 | 85分 |

近隣の7駅より
無料
スクールバスを
運行中



お車で
お越しの場合

関越自動車道利用

- 関越自動車道花園IC(熊谷・深谷方面)出口から国道140号線バイパスを利用して大学までおよそ20分(11km)で到着します。

関越自動車道「花園IC出口」より埼玉工業大学までのルート

Google Maps

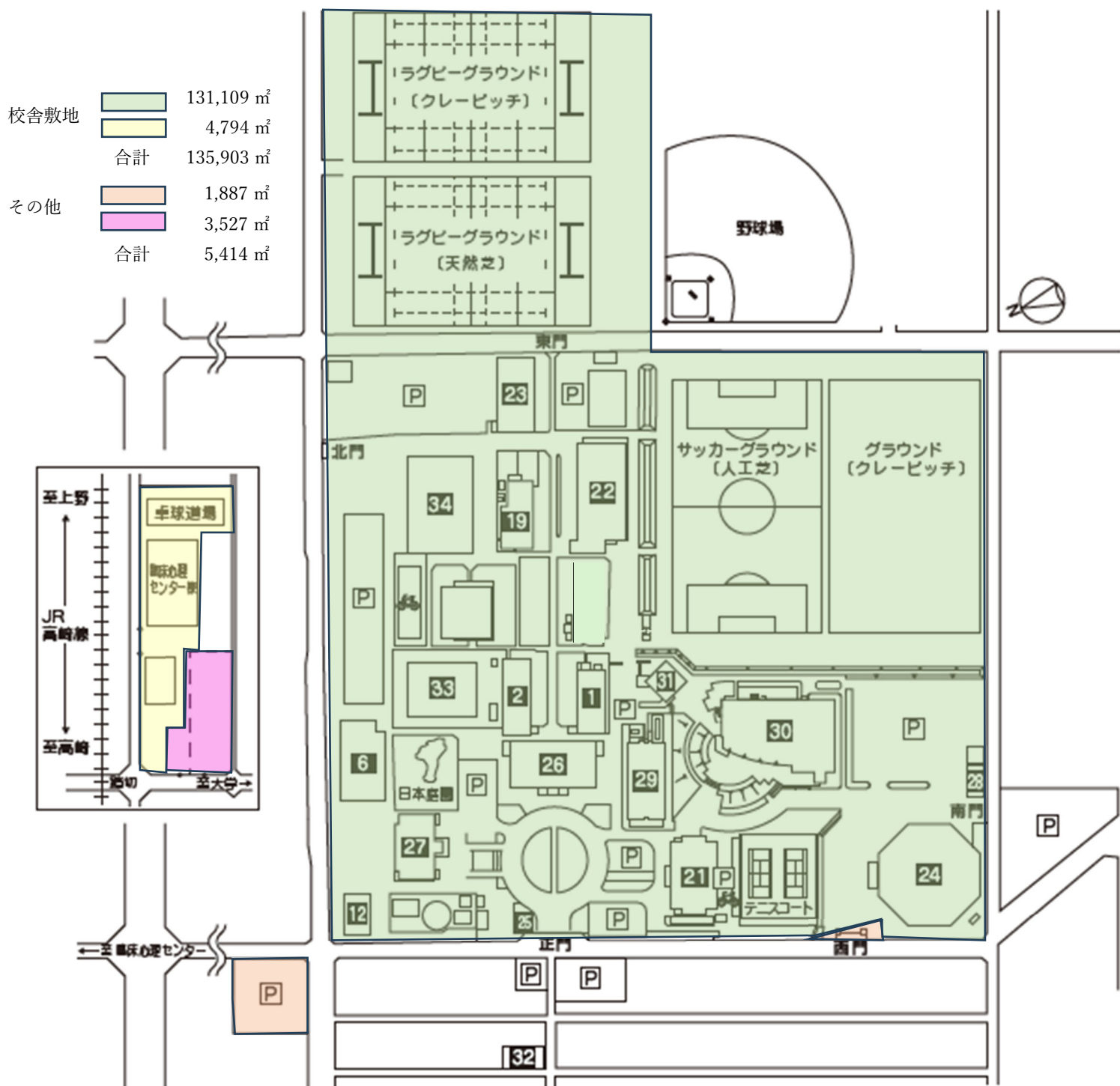
〒369 - 0293 埼玉県深谷市普濟寺1690

埼玉工業大学
SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY

www.sit.ac.jp

(3) 校舎、運動場等の配置図

埼玉工業大学施設案内図



| | |
|------|------------------------|
| 校舎敷地 | 131,109 m ² |
| | 4,794 m ² |
| 合計 | 135,903 m ² |
| その他 | 1,887 m ² |
| | 3,527 m ² |
| 合計 | 5,414 m ² |

| | | | | | |
|------|----------------|-------------------------|------|-----------------|-------------------------|
| 1号館 | 生命環境化学科棟 | 1,731.57 m ² | 25号館 | 守衛所 | |
| 2号館 | 生命環境化学科棟 | 1,748.60 m ² | 26号館 | 正智塔 (本部棟) | 6,482.31 m ² |
| 6号館 | 機械工学科棟 | 2,456.08 m ² | 27号館 | 大学院工学研究棟 | 3,614.67 m ² |
| 12号館 | 図書館倉庫 | | 28号館 | 先端科学研究所実験実習棟 | |
| 19号館 | 情報システム学科棟 | | 29号館 | ハイテク・リサーチ・センター棟 | 1,947.15 m ² |
| 21号館 | 図書館棟 | 1,741.57 m ² | 30号館 | 人間社会学部棟 | 5,798.13 m ² |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) | 1,757.81 m ² | 31号館 | 軽食堂棟 | |
| 23号館 | 情報基盤センター棟 | 3,358.27 m ² | 32号館 | クラブハウス棟 | |
| 24号館 | 大乘殿 | 1,243.75 m ² | 33号館 | ものづくり研究棟 | 892.45 m ² |
| | | | 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟 | 1,982.44 m ² |

埼玉工業大学施設案内図



- | | | | |
|------|----------------|------|-----------------|
| 1号館 | 生命環境化学科棟 | 25号館 | 守衛所 |
| 2号館 | 生命環境化学科棟 | 26号館 | 正智塔 (本部棟) |
| 6号館 | 機械工学科棟 | 27号館 | 大学院工学研究棟 |
| 12号館 | 図書館倉庫 | 28号館 | 先端科学研究所実験実習棟 |
| 19号館 | 情報システム学科棟 | 29号館 | ハイテク・リサーチ・センター棟 |
| 21号館 | 図書館棟 | 30号館 | 人間社会学部棟 |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) | 31号館 | 軽食堂棟 |
| 23号館 | 情報基盤センター棟 | 32号館 | クラブハウス棟 |
| 24号館 | 大乗殿 | 33号館 | ものづくり研究棟 |
| | | 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟 |

駐車場 **P** 駐輪場 **🚲**

埼玉工業大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、學術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

（研究科）

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

（課程）

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（専攻）

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

博士後期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
- 5 研究科長に事故あるときは、前任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。

(研究科教授会)

第7条 研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科担当の専任教員
- 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをするときは、この限りでない。
- 6 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することが

できる。

第2章 学年及び学期等

(学年)

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

(学期)

第9条 学期は、次の2期に分ける。

前期 4月初日から9月末日まで

後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

(1年間の授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第11条 (削除)

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 三 創立記念日 1月10日
- 四 春期休業
- 五 夏期休業
- 六 冬期休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、研究科長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

2 工学研究科の授業科目の単位数は、講義については15時間から30時間までの範囲で、演習及び輪講については30時間から45時間までの範囲で、実験、実習、研究、又は講究については45時間から60時間までの範囲で、工学研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 人間社会研究科の授業科目の単位数は、講義、輪講及び演習については15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については30時間から45時間までの範囲で、人間社会研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目の履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 博士前期課程又は修士課程の学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士前期課程又は修士課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし、研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第20条の2 博士後期課程の学生は、第27条の2に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第20条の3 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、他の大学の大学院における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあつては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあつては2単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

3 学生が外国の大学院に留学する場合は、学則第40条から第42条までの規定を適用する。

(特別聴講)

第21条 (削除)

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に本学大学

院及び他の大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、当該研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程又は修士課程にあつては合わせて15単位を、博士後期課程にあつては合わせて2単位を超えないものとする。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。
- 3 前項の規定により、本学大学院において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第20条の3第2項及び第3項による履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

（単位の授与）

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- | | |
|--------|-----|
| (1) 優 | 合格 |
| (2) 良 | 合格 |
| (3) 可 | 合格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

二 学位論文

- | イ 博士前期課程又は修士課程 | ロ 博士後期課程 |
|----------------|----------|
| (1) 優 | 合格 |
| (2) 良 | 合格 |
| (3) 可 | 合格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

三 最終試験

- (1) 合格
- (2) 不合格

- 2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。
- 3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

- 第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、相当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
 - 3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
 - 4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(博士後期課程の修了要件等)

- 第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、次項に該当する場合を除き、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 2 本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における2年未満の在学期間を含めて大学院に3年間在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 3 (削除)
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
 - 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

(学位の授与)

- 第28条 学長は、博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与す

る。

- 2 学長は、博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
- 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

(入学資格)

第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（就業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学院において認めた者
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であって、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると、本学大学院において認めたもの
- 十 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者で、22歳に達したもの

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 五 個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると、本学大学院において認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 学長は、入学志願者について入学試験を行い、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。

3 選考の方法は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要と認めるときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書の内容を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者を入学させることがある。

- 一 中途退学者で再入学を志願する者
- 二 修士入学を志願する者
- 三 博士入学を志願する者

（転入学）

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科長が定める。

（入学時期）

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めに入学させることができる。

(入学手続)

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学許可)

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(所属専攻の変更)

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、第20条の3第2項の規定を準用し、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときは、所定の申請書を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないと認めるときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。

3 休学した期間は、本則第13条に定める修業年限としての期間及び第14条に定める在学年限の期間に算入しない。

(復学)

第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 前項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差し支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

2 他の大学の大学院に転学する場合も、前項と同様とする。

(命令による退学)

第47条 (削除)

第8章 特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

(特別聴講学生)

第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。

3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第49条 研究科長は、本学大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。

3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けよう

とする場合に準用する。

3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。

2 大学院研究生の入学、研究その他の事項については、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は、入学定員内として入学させるものとする。

第53条 外国人留学生の入学資格は、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

第54条 学長が、外国人留学生の入学を許可する時期は、学年又は学期の始めとする。

第55条 (削除)

第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者に対しては、次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

第57条 外国人留学生に対しては、研究科規程の定めるところにより、特別の入学試験を行い、入学させるものとする。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、前条に定める予備選考をもって、入学させることができる。

2 外国において、高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず、その実情に応じて、前項に準じた方法により、入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは、入学定員内として入学させるものとする。

第59条 学長は、社会人が入学を志願したときは、特別の入学試験を行い、社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては、授業時間等について、特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料、入学金、授業料

(検定料、入学金、授業料)

第60条 検定料、入学金、授業料の額は、別表2に定める額とする。

- 2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は、当該入学者の属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

- 2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。
- 3 既納の検定料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 4 再入学生、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は、徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は、指定の期日までに、入学金を納付しなければならない。ただし、博士前期課程の合格者のうち、本学の学部を卒業した者、卒業見込の者及び本学の学部で在学し、かつ、学則第29条第6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

- 2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。
- 3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。
- 4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。

(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。
- 4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の履修登録期間終了までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。

- 5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。
- 6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。
 - 一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。
 - 二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

（休学者の授業料）

- 第64条 本則43条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を授業料に代えて納入しなければならない。
- 2 休学期間中に休学を中断して復学した者は、復学した期における所定の授業料を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。
 - 3 休学者の在籍料に関する詳細については、休学者の在籍料に関する細則により別に定める。

（所定の期日及び指定の期日）

- 第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。
- 2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。

（授業料の延納）

- 第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

（指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果）

- 第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

（表彰）

- 第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、これを表彰する。
- 一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。
 - 二 善行が特に顕著なとき。

三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

(懲戒)

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

三 正当の理由がなくて出席常でないとき。

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

(除籍)

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、これを除籍する。

一 正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。

二 第14条に定める在学年数に達したとき。

三 死亡又は行方不明の届出のあったとき。

四 正当の事由なく履修届を提出しないとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。

(教育職員専修免許状)

第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状(理科)又は(技術)授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状(理科)又は中学校教諭1種免許状(技術)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(理科)又は

(情報)又は(工業)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状(理科)又は高等学校教諭1種免許状(情報)又は高等学校教諭1種免許状(工業)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 3 人間社会研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(公民)又は(情報)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭一種免許状(公民)又は高等学校教諭一種免許状(情報)授与の所要資格を有し、かつ、大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

第73条 この学則の変更は、研究科教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。

附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のおりとする。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくな

るまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 4 条および第 6 4 条については、平成 30 年 3 月 31 日在籍者から適用する。

(埼玉工業大学大学院工学研究科の博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻及び博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程及び博士後期課程のシステム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

収容定員

| 研究科名 | 専攻 | 博士前期課程 | |
|-------|----------|--------|------|
| | | 入学定員 | 収容定員 |
| 工学研究科 | 機械工学専攻 | 6人 | 12人 |
| | 生命環境化学専攻 | 7人 | 14人 |
| | 情報システム専攻 | 7人 | 14人 |
| | 計 | 20人 | 40人 |

| 研究科名 | 専攻 | 博士後期課程 | |
|-------|----------|--------|------|
| | | 入学定員 | 収容定員 |
| 工学研究科 | 機械工学専攻 | 2人 | 6人 |
| | 生命環境化学専攻 | 2人 | 6人 |
| | 情報システム専攻 | 2人 | 6人 |
| | 計 | 6人 | 18人 |

| 研究科名 | 専攻 | 修士課程 | |
|---------|--------|------|------|
| | | 入学定員 | 収容定員 |
| 人間社会研究科 | 情報社会専攻 | 5人 | 10人 |
| | 心理学専攻 | 10人 | 20人 |
| | 計 | 15人 | 30人 |

別表 2 (第 6 0 条関係)

検定料、入学金、授業料

〔博士前期課程及び修士課程〕

| | 検定料 | 入学金 | 授業料 |
|----------------------|---------|----------|----------|
| 平成 1 7 年度以降の入学者に適用する | 20,000円 | 250,000円 | 900,000円 |
| 平成 2 6 年度以降の入学者に適用する | 20,000円 | 250,000円 | 800,000円 |

上記の授業料は、年額とする。

〔博士後期課程〕

| | 検定料 | 入学金 | 授業料 |
|----------------------|---------|----------|----------|
| 平成 1 8 年度以降の入学者に適用する | 20,000円 | 250,000円 | 600,000円 |
| 平成 2 6 年度以降の入学者に適用する | 20,000円 | 250,000円 | 500,000円 |
| 令和 5 年度以降の入学者に適用する | 20,000円 | 250,000円 | 300,000円 |

上記の授業料は、年額とする。

特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生の検定料、
 入学金及び授業料

| | 検定料 | 入学金 | 授 業 料 |
|--------|---------|---------|---------------|
| 特別聴講学生 | | | 15,000円 (1単位) |
| 科目等履修生 | 10,000円 | 30,000円 | 20,000円 (1単位) |
| 特別研究学生 | | | 30,000円 (月額) |
| 大学院研究生 | 10,000円 | 30,000円 | 180,000円 (半期) |

ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は、科目等履修生の1単位あたり半額の10,000円とし、大学院研究生授業料は、半期120,000円とする。

別表3 (第72条関係)

| 研究科 | 専 攻 | 免 許 状 の 種 類 | |
|-----------------|----------|-------------|----|
| 工学研究科 博士前期課程 | 機械工学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 技術 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 工業 |
| | 生命環境化学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 理科 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 理科 |
| | 情報システム専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 技術 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 情報 |
| 高等学校教諭専修免許状 | | 工業 | |
| 研究科 | 専 攻 | 免 許 状 の 種 類 | |
| 人間社会研究科 | 情報社会専攻 | 高等学校教諭専修免許状 | 情報 |
| | 心理学専攻 | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |

変更事項を記載した書類

(1) 変更の事由

人間社会研究科 情報社会専攻及び心理学専攻の入学定員及び収容定員の変更に伴い、学則を以下の通り変更

(2) 変更点

別表1 (第5条関係) 人間社会研究科(情報社会専攻・心理学専攻)の入学定員及び収容定員を変更する。

附則 学則改正の施行日を令和8年4月1日とする。

以上

埼玉工業大学大学院学則新旧比較対照表

| 新（令和8年度以降） | | | | 旧（令和7年度） | | | |
|---------------------------|--------|------|------|--------------------|--------|------|------|
| 別表1（第5条関係） 収容定員 | | | | 別表1（第5条関係） 収容定員 | | | |
| 研究科名 | 専攻 | 修士課程 | | 研究科名 | 専攻 | 修士課程 | |
| | | 入学定員 | 収容定員 | | | 入学定員 | 収容定員 |
| 人間社会研究科 | 情報社会専攻 | 5人 | 10人 | 人間社会研究科 | 情報社会専攻 | 10人 | 20人 |
| | 心理学専攻 | 10人 | 20人 | | 心理学専攻 | 15人 | 30人 |
| | 計 | 15人 | 30人 | | 計 | 25人 | 50人 |
| (中略) | | | | | | | |
| 附 則 この学則は、令和8年4月1日から施行する。 | | | | | | | |

埼玉工業大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

第2章 構成

(組織)

第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻
博士後期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻 心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

| 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|----------|------|--------|
| 機械工学科 | 100名 | 400名 |
| 生命環境化学科 | 60名 | 240名 |
| 情報システム学科 | 200名 | 800名 |
| 計 | 360名 | 1,440名 |

人間社会学部

| 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 情報社会学科 | 90名 | 360名 |
| 心理学科 | 50名 | 200名 |

計

140名

560名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 工学部又は人間社会学部（以下「学部」という。）の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程（以下「工学部規程」という。）又は埼玉工業大学人間社会学部規程（以下「人間社会学部規程」という。）の定めるところによる。

3 工学部一括型により入学した学生を対象とする授業科目及び単位数は、工学部規程

の定めるところによる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 工学部長又は人間社会学部長（以下「学部長」という。）は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（以下「成績優秀学生」という。）については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることがある。

- 一 工学部に1年以上在学する学生のうち、留年しておらず、かつ、前年度末までの累積GPAが3.25以上の者
 - 二 人間社会学部に1年以上在学する学生のうち、前年度に30単位以上を修得し、かつ、前年度末までの累積GPAが3.25以上の者
- 3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

第6章 試験及び成績

(単位の認定)

第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 工学部一括型により入学した学生については、学科への所属後に本条を適用する。

(科目等履修生の単位認定)

第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

(試験)

第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

(試験の時期)

第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

2 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社

会学部規程の定めるところにより行うことがある。

- 2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。
- 3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかった者を対象とする。

(成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

- 2 学生が、他の大学等における授業科目の履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

第22条 本学の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 卒業の認定は、当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行う。
- 4 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。
- 5 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることがある。

(学位記の授与)

第23条 学長は、前条の規定により、卒業を認定された者に対し、学位記を授与する。

(学士の学位の授与)

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| | |
|----------------------|-----|
| 一 工学部を卒業した者 | 工学 |
| 二 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 人間社会学部心理学科を卒業した者 | 心理学 |

第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、留学、休学及び退学等

(入学時期)

第25条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない

い。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 高等学校卒業生以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条 学長は、入学志願者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

- 2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することができる。
- 3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。
- 4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

（入学手続）

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

（連帯保証人）

第30条 前条の保証書には、連帯保証人1名を定めるものとする。

- 2 連帯保証人は、父母又はこれに準ずる者とする。

（連帯保証人の責務）

第31条 連帯保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証書に定める内容を

連帯保証する。

(保証人の変更)

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(保証人の異動)

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(再入学)

第34条 学長は、退学を申し出て許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。

(転入学)

第35条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者に対して、選考の上、当該他大学において履修した授業科目及び単位数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

(編入学)

第36条 学長は、本学に編入学を志願する者に対して、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

2 本学に編入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
- 三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍し、本学の定める単位を修得した者

3 編入学に関する事項は別に定める。

(転学)

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。

(留学)

第39条 外国の大学に留学しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受

けて留学することができる。

2 留学した期間は、卒業要件としての在学年数に含める。

(休学)

第40条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出、休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、健康上、学修することが不相当と認められる者に対して、休学を命ずることがある。

4 休学した期間は、本則第4条に定める在学期間及び第22条に定める卒業要件としての修業年限に定められている期間には算入しない。

5 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。

6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中断して復学することができる。

2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第9章 入学検定料、入学金、学費、その他の納付金

(入学検定料)

第43条 本学に入学を志願する者は、別表I（納付金）第1項に掲げる入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。

(入学金)

第44条 入学金は、別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費)

第45条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び卒業研究費のことをいい、その納付額を別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費の納入期日)

第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。

2 学費に含まれる、授業料、実験実習費及び施設設備費（卒業研究費を除く）は、願い出により2期に分納することができる。

3 学費納付に関する詳細については、埼玉工業大学学費納付細則により別に定める。

（休学者の学費）

第47条 本則第40条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を学費に代えて納入しなければならない。

2 休学期間中に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の学費を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。

3 休学者の在籍料に関する詳細については、「休学者の在籍料に関する細則」により別に定める。

（退学者の学費）

第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

（転学者の学費）

第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

（停学者の学費）

第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。

（再試験の受験料）

第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

第10章 賞罰

（表彰）

第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを表彰することができる。

- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があった者

（懲戒）

第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、懲戒を行う。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。
- 5 懲戒は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第11章 除籍

(除籍)

第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の審議を経て、除籍する。

- 一 正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当の事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を越えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があった者

第12章 職員組織

(職員)

第55条 各学部に必要な職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の職員

(教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第13章 教授会

(教授会)

第57条 各学部に必要な教授会を置く。

- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。
- 3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。
- 4 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

- 2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(教授会の役割)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第14章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第61条 学長は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 学長は、日本国籍以外の国籍を有する者で、在留資格の「留学」を取得または取得見込みの者（以下「外国人留学生」という。）が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

第16章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職課程登録料)

第67条 教職課程登録料は、別表I（納付金）第3項に示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満たした卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

| | | |
|----------------|-------------|----|
| 機械工学科を卒業した者 | 中学校教諭1種免許状 | 技術 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 工業 |
| 生命環境化学科を卒業した者 | 中学校教諭1種免許状 | 理科 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 理科 |
| 情報システム学科を卒業した者 | 中学校教諭1種免許状 | 数学 |
| | 中学校教諭1種免許状 | 技術 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 数学 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 情報 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 工業 |

人間社会学部

| | | |
|--------------|-------------|----|
| 情報社会学科を卒業した者 | 中学校教諭1種免許状 | 社会 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 公民 |
| | 高等学校教諭1種免許状 | 情報 |
| 心理学科を卒業した者 | 高等学校教諭1種免許状 | 公民 |

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。

- 附 則 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 54 年 12 月 5 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 55 年 7 月 18 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

| | 56 年 | 57 年 | 58 年 | 59 年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 機械工学科 | 260 名 | 280 名 | 300 名 | 320 名 |
| 環境工学科 | 200 名 | 240 名 | 280 名 | 320 名 |
| 電子工学科 | 200 名 | 240 名 | 280 名 | 320 名 |
| 計 | 660 名 | 760 名 | 860 名 | 960 名 |

4 年後本学則数にもどる。

- 附 則 この学則は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条にかかわらず平成 2 年度から平成 10 年度までの入学定員は次のとおりとする。

| 学科 | 定員 |
|-------|-------|
| 機械工学科 | 100 名 |
| 環境工学科 | 100 名 |
| 電子工学科 | 100 名 |
| 計 | 300 名 |

- 附 則 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 3 年 12 月 9 日から施行する。
 附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 10 条・第 11 条・第 18 条については、平成 4 年度以降の入学者に適用し、平成 3 年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

- 2 平成 4 年度から平成 11 年度までの入学定員は、本学則第 4 条及び平成 2 年 4 月 1 日の

附則にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

| | |
|-------|------|
| 機械工学科 | 160名 |
| 環境工学科 | 160名 |
| 電子工学科 | 160名 |
| 計 | 480名 |

(2) 平成11年度の入学定員

| | |
|-------|------|
| 機械工学科 | 140名 |
| 環境工学科 | 140名 |
| 電子工学科 | 140名 |
| 計 | 420名 |

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Iについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

| | |
|-------|------|
| 機械工学科 | 160名 |
| 応用化学科 | 160名 |
| 電子工学科 | 160名 |
| 計 | 480名 |

3 第10条第2項の別表Iについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|
| 機械工学科 | 152名 | 144名 | 136名 | 128名 |
| 応用化学科 | 152名 | 144名 | 136名 | 128名 |
| 電子工学科 | 152名 | 144名 | 136名 | 128名 |

計 456名 432名 408名 384名

収容定員

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 632名 | 616名 | 592名 | 560名 | 528名 | 504名 | 488名 |
| 応用化学科 | 632名 | 616名 | 592名 | 560名 | 528名 | 504名 | 488名 |
| 電子工学科 | 632名 | 616名 | 592名 | 560名 | 528名 | 504名 | 488名 |
| 計 | 1,896名 | 1,848名 | 1,776名 | 1,680名 | 1,584名 | 1,512名 | 1,464名 |

2 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|
| 機械工学科 | 96名 | 88名 | 80名 |
| 応用化学科 | 96名 | 88名 | 80名 |
| 電子工学科 | 96名 | 88名 | 80名 |
| 情報工学科 | 80名 | 80名 | 80名 |
| 計 | 368名 | 344名 | 320名 |

収容定員

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 552名 | 480名 | 408名 | 344名 | 328名 | 320名 |
| 応用化学科 | 552名 | 480名 | 408名 | 344名 | 328名 | 320名 |
| 電子工学科 | 552名 | 480名 | 408名 | 344名 | 328名 | 320名 |
| 情報工学科 | 80名 | 160名 | 240名 | 320名 | 320名 | 320名 |
| 計 | 1,736名 | 1,600名 | 1,464名 | 1,352名 | 1,304名 | 1,280名 |

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)
埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成20年度から平成22年度の間社会工学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|--------|------|------|------|
| 情報社会学科 | 510名 | 485名 | 480名 |
| 心理学科 | 340名 | 325名 | 320名 |
| 計 | 850名 | 810名 | 800名 |

附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の間社会工学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 260名 | 240名 | 240名 | 240名 |
| 生命環境化学科 | 240名 | 320名 | 320名 | 320名 |
| 情報システム学科 | 350名 | 460名 | 450名 | 440名 |
| ヒューマン・ロボット学科 | 180名 | 240名 | 240名 | 240名 |
| 応用化学科 | 80名 | | | |
| 電子工学科 | 80名 | | | |
| 情報工学科 | 80名 | | | |
| 計 | 1,270名 | 1,260名 | 1,250名 | 1,240名 |

収容定員

人間社会学部

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 情報社会学科 | 475名 | 460名 | 450名 | 440名 |
| 心理学科 | 325名 | 320名 | 320名 | 320名 |
| 計 | 800名 | 780名 | 770名 | 760名 |

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成23年度から平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 290名 | 340名 | 390名 | 440名 |
| 生命環境化学科 | 320名 | 320名 | 320名 | 320名 |
| 情報システム学科 | 460名 | 460名 | 470名 | 480名 |
| ヒューマン・ロボット学科 | 180名 | 120名 | 60名 | |
| 計 | 1,250名 | 1,240名 | 1,240名 | 1,240名 |

収容定員

人間社会学部

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 情報社会学科 | 450名 | 440名 | 440名 | 440名 |
| 心理学科 | 320名 | 320名 | 320名 | 320名 |
| 計 | 770名 | 760名 | 760名 | 760名 |

2 第22条第1項ただし書きについては、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のおりとする。

3 第68条の規定については、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のおりとする。

(埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成25年度から平成28年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 390名 | 440名 | 440名 | 440名 |
| 生命環境化学科 | 340名 | 360名 | 380名 | 400名 |
| 情報システム学科 | 480名 | 500名 | 510名 | 520名 |
| ヒューマン・ロボット学科 | 60名 | | | |
| 計 | 1,270名 | 1,300名 | 1,330名 | 1,360名 |

収容定員

人間社会学部

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 情報社会学科 | 430名 | 420名 | 410名 | 400名 |
| 心理学科 | 300名 | 280名 | 260名 | 240名 |
| 計 | 730名 | 700名 | 670名 | 640名 |

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成27年度から平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 機械工学科 | 445名 | 450名 | 455名 | 460名 |
| 生命環境化学科 | 390名 | 420名 | 430名 | 440名 |
| 情報システム学科 | 515名 | 530名 | 535名 | 540名 |
| 計 | 1,350名 | 1,400名 | 1,420名 | 1,440名 |

収容定員

人間社会学部

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 情報社会学科 | 400名 | 380名 | 370名 | 360名 |
| 心理学科 | 250名 | 220名 | 210名 | 200名 |
| 計 | 650名 | 600名 | 580名 | 560名 |

附則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第40条および第47条は、平成30年3月31日在籍者から適用する。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成31年度から平成34年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|-------|------|----------|----------|----------|
| | | (2020年度) | (2021年度) | (2022年度) |
| 機械工学科 | 465名 | 470名 | 475名 | 480名 |

| | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 生命環境化学科 | 420名 | 400名 | 380名 | 360名 |
| 情報システム学科 | 555名 | 570名 | 585名 | 600名 |
| 計 | 1,440名 | 1,440名 | 1,440名 | 1,440名 |

附 則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条にかかわらず、令和 7 年度から令和 10 年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

| | 7 年度 | 8 年度 (2026 年度) | 9 年度 (2027 年度) | 10 年度 (2028 年度) |
|----------|--------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 機械工学科 | 460名 | 440名 | 420名 | 400名 |
| 生命環境化学科 | 330名 | 300名 | 270名 | 240名 |
| 情報システム学科 | 650名 | 700名 | 750名 | 800名 |
| 計 | 1,440名 | 1,440名 | 1,440名 | 1,440名 |

別表 I (第 4 3 条、第 4 4 条、第 4 5 条、第 4 6 条及び第 6 7 条関係)

納 付 金

1. 入学検定料

金 30,000円

金 15,000円 (大学入学共通テストの成績をもとに、入学を志願する者)

金 10,000円 (奨学生採用型・3月入試を受験する者)

2. 入学金及び学費 (令和6年度以降に入学した学生に適用する。)

[工学部 機械工学科、生命環境化学科、情報システム学科]

| 費 目 | 金 額 | 備 考 |
|--------|-----------|---|
| 入 学 金 | 220,000円 | 入学時 |
| 学 費 | (1) 授業料 | 850,000円 年額 3年次、4年次は 880,000円とする。 |
| | (2) 実験実習費 | 150,000円 年額 2年次、3年次は 200,000円とする。 |
| | (3) 施設設備費 | 320,000円 年額 |
| | (4) 卒業研究費 | 100,000円 卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。 |

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかると同額とし、入学金の額は、新入学生にかかると同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかると同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の学費の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

| 費 目 | | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----------|----------|-----------------------------|
| 入 学 金 | | 220,000円 | 入学時 |
| 学 費 | (1) 授業料 | 750,000円 | 年額 3年次、4年次は 780,000円とする。 |
| | (2) 施設設備費 | 270,000円 | 年額 |

[人間社会学部 心理学科]

| 費 目 | | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----------|----------|-----------------------------|
| 入 学 金 | | 220,000円 | 入学時 |
| 学 費 | (1) 授業料 | 750,000円 | 年額 3年次、4年次は 780,000円とする。 |
| | (2) 実験実習費 | 50,000円 | 年額 2年目以降在学時から適用する。 |
| | (3) 施設設備費 | 270,000円 | 年額 |

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在學生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入學生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

3. 教職課程登録料

| 費 目 | 金 額 | 備 考 |
|---------------------------|---------|----------------|
| 教職課程登録料 (両学部全学科共 通) | 30,000円 | 教職課程登録時(新規登録料) |

1. 中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験の諸費用は別途個人負担とする。
2. 本学卒業生が在籍時に教職課程登録料を納付している場合は、教職課程登録料を半額の15,000円とする。
3. 教育実習にかかる費用は別途個人負担とする。
4. 免許教科「技術」の免許状を取得する場合は、教材費として10,000円を別途徴収する。

別表Ⅱ

研究生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 研 究 生

| 費 目 | | 金 額 | 備 考 |
|-----|-------|---------|-------|
| 1 | 入 学 料 | 30,000円 | 入 学 時 |
| 2 | 授 業 料 | 30,000円 | 月 額 |

ただし、本学卒業生の場合は、入学料を免除し、授業料は20,000円とする。

科目等履修生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 科目等履修生

| 費 目 | | 金 額 | 備 考 |
|-----|-------|---------|-------|
| 1 | 入 学 料 | 30,000円 | 入 学 時 |
| 2 | 授 業 料 | 20,000円 | 1 単 位 |

1. 本学卒業生の場合は、入学料を免除し、1単位あたりの授業料は半額の10,000円とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が、研究指導教員の指示により学部授業科目を履修するときは入学検定料・入学料および授業料を免除する。ただし、教員免許状取得目的の場合、免除の対象は本学の卒業生に限る。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和 8 年度(令和 8 年 4 月 1 日)以降、人間社会研究科の情報社会専攻及び心理学専攻の入学定員を各 5 名削減し、人間社会研究科の収容定員を 20 名削減する。

(埼玉工業大学大学院学則 別表 1 (第 5 条) 人間社会研究科)

| 人間社会研究科 | 変更前 | | 変更後 | | 増減 | |
|---------|------|------|------|------|-------|-------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 専攻 | | | | | | |
| 情報社会専攻 | 10 名 | 20 名 | 5 名 | 10 名 | △5 名 | △10 名 |
| 心理学専攻 | 15 名 | 30 名 | 10 名 | 20 名 | △5 名 | △10 名 |
| 計 | 25 名 | 50 名 | 15 名 | 30 名 | △10 名 | △20 名 |

ただし、経過措置のため、収容定員は以下の通り漸減する。

| 人間社会研究科 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 |
|---------|---------|---------|
| 専攻 | 収容定員 | 収容定員 |
| 情報社会専攻 | 15 名 | 10 名 |
| 心理学専攻 | 25 名 | 20 名 |
| 計 | 40 名 | 30 名 |

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

基本計画書の「新設研究科等の目的（定員を変更する目的）」欄に記述のとおり、令和元年度に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価において、人間社会研究科の定員管理を徹底するよう改善が求められたことを受け、定員管理の適正化に取り組む。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

本学則変更に伴う(ア)教育課程、(イ)教育方法及び履修指導方法、(ウ)教員組織及び(エ)大学全体の施設・設備の利用等の変更はいずれもない。

学生確保の見通し等を記載した書類(本文)

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| (1) 新設（収容定員を変更する）組織の概要 | 1 |
| ① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地） | 1 |
| ② 人間社会研究科の特色 | 1 |
| (2) 人材需要の社会的な動向等 | 1 |
| (3) 学生確保の見通し | 2 |
| (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由 | 3 |

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

| 収容定員を変更する組織 人間社会研究科 修士課程 | 入学定員 (変更後) | 収容定員 (変更後) | 所在地 (教育研究を行うキャンパス) |
|-----------------------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 情報社会専攻 | 5 | 10 | 埼玉県深谷市普濟寺 1690 番地 |
| 心理学専攻 | 10 | 20 | |
| 合 計 | 15 | 30 | |

② 人間社会研究科の特色

[人間社会研究科（修士課程）]

人間社会研究科は、高度専門的職業人を養成することを目的とし、「情報」及び「心理学」の観点から、人間と社会、人間と人間との関わりを対象に、価値観が多様化した社会の課題へ総合的な理解を深め、多様なニーズに対応できる専門的職業人及び研究技術者を養成している。また、地域社会が抱える社会的課題を発見・分析、解決する学際的な教育研究に注力している。

《資料1 人間社会研究科 HP》《資料2 埼玉工業大学研究 SEEDS 集》

[情報社会専攻]

情報社会専攻は、時代の最先端を捉える情報技術のエキスパートを育む「情報社会システムの教育研究分野」及び「メディアデザイン教育研究分野」の2分野を設置している。

情報社会システム教育研究分野は、情報技術とともに経営、法律及び行政に関する知識も修得でき、企業や行政の現場におけるプロフェッショナル人材及びIT人材を養成している。

メディアデザイン教育研究分野は、CG・映像・音楽・マルチメディア等の最先端技術を修得でき、映像や音楽制作だけでなく、宣伝や広告関連で活躍できる能力が身につけられ、ハード面とソフト面の両方に対応ができる人材を養成している。

[心理学専攻]

心理学専攻は、こころのケアと研究を行う専門家を養成する「臨床心理学教育研究分野」及び「実験心理学教育研究分野」の2分野を設置している。

臨床心理学教育研究分野は、国家資格である公認心理師や臨床心理士（協会より第一種指定大学院に認定）養成カリキュラムに対応しており、心理学の専門的職業人を養成している。

実験心理学教育研究分野は、認知科学における最新の知識や実験方法を修得し、自ら研究が進められる研究技術者を養成している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

[情報社会専攻]

DX白書2023では、IT人材の「量」に対する過不足感について7割強が不足と回答して

おり、従業員規模が大きい企業ほど「大幅に不足している」との回答割合が高い。また、IT人材は「量」だけでなく、「質」に対する不足感についても同様に全体の7割強が不足と回答している[1]。令和4年5月10日の教育未来創造会議第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」では、デジタル人材は2030年には54.5万人不足するといわれ、DXを進める上での課題として人材不足を指摘する企業は53.1%となっている。本専攻はIT等に関する深い専門知識と経営や法律などの幅広い社会的な課題への対応力を持った人材を養成しており、社会の人材需要に応えるものといえる。

[心理学専攻]

厚生労働省は労働安全衛生調査（実態調査）「メンタルヘルス不調により1カ月以上連続して休業した労働者や退職した労働者の状況」の調査結果では、令和2年度調査で9.2%であった割合が、令和5年度調査では13.5%に増加している[2]。また、経済協力開発機構（OECD）のメンタルヘルスに関する国際調査では、日本国内のうつ病・うつ状態に罹患した割合は、平成25年調査では7.9%の割合に対し、令和2年調査では約2倍の17.3%に増加している[3]。

多様な情報と価値観が共生する現代社会で起こる様々な環境変化によって、分析、相談・援助、支援、教育、情報提供などを担う公認心理師及び臨床心理士の需要は増えている。本専攻はそのカリキュラムを通じ、公認心理師及び臨床心理士の資格取得と合わせ、医療、福祉、教育、産業など多岐にわたる分野で活躍できる人材を養成しており、社会の人材需要に応えるものといえる。

引用資料

[1] IPA「デジタル時代のスキル変革等に関する調査」令和5年

[2] 厚生労働省「令和6年労働安全衛生調査（実態調査）結果の概要」令和6年

[3] 経済協力開発機構「メンタルヘルスに関する国際調査2021」令和3年

（3）学生確保の見通し

入学者選抜においては、一般選抜、社会人特別選抜、公募推薦を2日程、及び学内推薦選抜を実施している。

まず、内部進学者の増加に向け、両専攻とも、基礎となる学部学科でのガイダンス等において低学年時から大学院進学に関する情報提供の実施、専門科目におけるTA（修士課程学生）との接点を通じた大学院教育への理解と関心の醸成、修士論文発表会への学部生参加などを通じ、学部と研究科の接続を高め、研究科への進学につなげる取り組みを進めている。

また、大学院担当教員（学部兼任）が取り組むリカレント教育の実施、基礎自治体の取り組みへの参画、行政施策に関連する講座・研修会などを企画、参画する等を通じた研究科専攻の存在意義を伝える取り組みが、研修等受講者の社会人入学者選抜試験受験の動きに繋がっている。《資料3 大学院担当教員による教育研究成果の発信機会例》

学部から継続する教育研究と合わせ、専門性の高いリカレント、リスキリング機会の創出

提供を継続的に実施し、本研究科での学びと研究が、地域の課題に対処する高度職業的専門性を有した地域人材の育成に繋がることを価値として提供・提案し、募集広報活動につなげていく。

[情報社会専攻]

所在する埼玉県深谷市の産業は工業と農業が中心であり、近隣の熊谷市や群馬県高崎市は商業が盛んな地域で、企業の支店、製造事業所等が所在し、ビジネスや地域の課題への対応が求められる人材が多く経済活動や生活をしている。本専攻の教育研究を通じ、高度職業的専門人材として必要な知見が得られることを発信し、社会人の進学ニーズ掘り起こしを図っている。

[心理学専攻]

本学大学院は臨床心理士の第一種指定校であり、臨床心理士や公認心理師と関係性や協働性の高い日本産業カウンセラー協会、保健師・看護師等の協会、地方公共団体等へのアプローチにより、実務家・社会人の進学ニーズ掘り起こしを図っている。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

令和元年に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価において、人間社会研究科の定員管理の改善を求められた。適切な定員管理と教育の質の担保を実現するため、情報社会専攻及び心理学専攻の入学定員を各5名削減し、人間社会研究科の収容定員を20名削減する。設定した収容定員によって、収容定員と実際の在籍学生数の乖離状況のある程度の解消が期待できる。また、今後、学部からの内部進学を高める取り組み、社会人の入学を確保する取り組みを進めていることと合わせ、社会的なニーズを鑑みると本学が立地する地域において、必要性の高い分野であり、需要の掘り起こし効果を想定した規模として設定したものである。

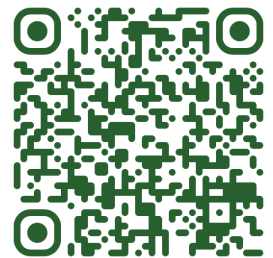
学生確保の見通し等を記載した書類(資料)

目次

- 資料1 埼玉工業大学大学院人間社会研究科ホームページ
- 資料2 人間社会研究科と社会の求めとの整合性
- 資料3 大学院担当教員による教育研究成果の発信機会_例

《資料1》 埼玉工業大学大学院人間社会研究科ホームページ

埼玉工業大学大学院人間社会研究科
ホームページ QR コード





学部・大学院

学部・大学院

工学部 >

人間社会学部 >

大学院 >

■ 工学研究科

■ 人間社会研究科

— 情報社会専攻

— 心理学専攻

■ 入試・募集情報

■ 博士学位論文

工学部に5つの新専攻
が誕生します >

教職課程 >

工学部機械工学科オリ
ジナルページ >工学部生命環境化学科
オリジナルページ >工学部情報システム学
科オリジナルページ >

SAIKO

人間社会研究科

「情報」「心理学」という観点から、人間そのもの、
人間と社会の関わりについて理解を深め、
多様なニーズに対応できる専門的職業人や研究技術者を育成しています。

国際化、情報化により、価値観が多様化した現代社会においては、高度な研究活動を通じて修得した多くの技能を生かすことができる即戦力、また人格的にも優れた人材が求められています。

本大学院人間社会研究科では、「情報社会専攻」と「心理学専攻」の2専攻において、各専攻分野で活躍するプロフェッショナルが教員として多数在籍。人間について、また、人間と社会の関わりを深く総合的に理解し、社会のニーズに対応できる高度な専門的職業人や研究技術者を育成することを目的としています。同時に、地域の研究拠点としても期待されていま

[情報社会専攻](#) | [心理学専攻](#)


情報社会専攻

時代の最先端を捉えられる情報技術のエキスパートを育む2分野

「情報社会システム教育研究分野」「メディアデザイン教育研究分野」の2分野を設置。「情報社会システム教育研究分野」では、情報技術とともに経営、法律や行政などの知識も修得。ビジネスや行政の現場において、プロフェッショナル人材を

人間社会学部情報社会 >
 学科オリジナルページ

人間社会学部心理学科 >
 オリジナルページ

育成します。「メディアデザイン教育研究分野」では、CG・映像・音楽・マルチメディアなどの最先端技術を修得。映像・音楽制作だけでなく、広報やマスコミ関連で活躍できる力を身につけます。

人間社会研究科 | 情報社会専攻 >

心理学専攻

こころのケアと研究を行う専門家を養成する2つの研究分野

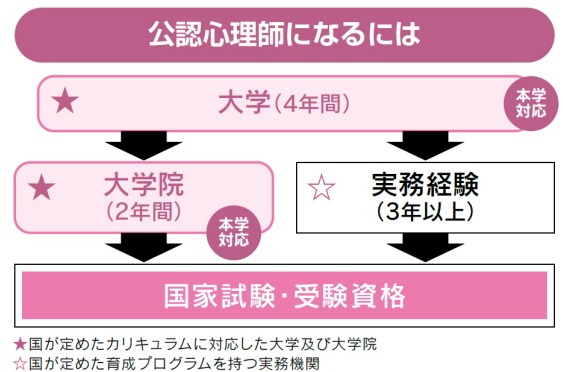
「臨床心理学教育研究分野」「実験心理学教育研究分野」の2分野を設置。「臨床心理学教育研究分野」は国家資格である公認心理師や臨床心理士（資格認定協会より第1種養成課程に指定）養成のカリキュラムに対応しています。これまでも多くの先輩が臨床心理士の資格を取得し様々な心理臨床場面で活躍しています。昨年度の第1回公認心理師試験においても合格者を輩出しています。「実験心理学教育研究分野」では、認知科学における最新の知識や実験方法を修得。自ら研究を進めていける研究技術者を育成します。

人間社会研究科 | 心理学専攻 >

「公認心理師」の受験資格が得られるカリキュラムに対応

2017年9月15日に「公認心理師法」が施行され、国民の心の健康に関わる国家資格がスタートしました。

本学心理学科および大学院心理学専攻は、「公認心理師」の受験資格が得られるカリキュラムに対応しています。



■ 公認心理師ってどんな仕事をするの？

学校ではスクールカウンセラー、病院では心理職として、悩みを持つ人のカウンセリングや心理検査などを担当します。保健所や子育て支援センターでは、子育ての相談に応じたり子どもの発達を支援します。その他、児童相談所、家庭裁判所、警察、企業の社内相談室、就職支援センター、私設の相談室など、様々な分野で心理職としての支援を行います。

■ 公認心理師カリキュラムって？

公認心理師カリキュラムでは、心理学に関する幅広い知識の習得と実習指導が必要とされます。本学では

1. 臨床心理学と基礎心理学のバランスのとれた授業
2. 本学併設の臨床心理センターをはじめ、保健医療、教育、福祉領域等施設の充実した実習プログラムを準備しています。

大学院生ピックアップ

目に見えない心を、しっかり見つめていきたい。
子どもたちを理解し、その成長を支えるために。

それは、中学生のとき。友人が心の問題を抱えていて、助けることができませんでした。それ以来、心理学などの本をたくさん読むようになり、人々の心理的な課題に興味を持つようになりました。そして大学で心理学を学ぶうちに、より高度で専門的な知識や技術を学びたいと思い大学院へ。現在は、物事に対する心の変化と対人過敏傾向・自己優先志向との関連を研究しています。対人過敏傾向・自己優先志向は、若い人の中でよく見られる「新型うつ」の特徴のひとつ。従来のうつ病とは異なり、相手の言動や行動に敏感になったり、自分の嫌いなことはやらない、という傾向にあります。研究では、約200人の若者から心理状態や行動に関するアンケートを収集。現在、その内容を分析・検証しています。いまでもときどき、中学生のときの自分のチカラのなさを悔やむことがあります。二度と同じことを繰り返さないよう、将来は子どもたちの心に寄り添い、その成長を支えていきたいです。



心理学専攻 修士課程2年 | 章 栩晨(ショウ クシン)さん
中国・慈溪市三山高級中学出身

[ホームへ戻る](#)

[← カテゴリのトップへ戻る](#)

[ホーム](#) > [学部・大学院](#) > [大学院](#) > [人間社会研究科](#)



[サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#) [お問い合わせ](#) [関連リンク](#) [採用情報](#) [サイトマップ](#)

© 2023 Saitama Institute of Technology

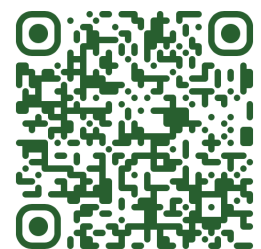
《資料 2》 人間社会研究科教育研究と社会の求めとの整合性

埼玉工業大学研究 SEEDS 集

《該当ページ添付》

| | | |
|---------|------------|---------|
| 人間社会研究科 | 情報社会専攻担当教員 | P60～P69 |
| | 心理学専攻担当教員 | P72～P78 |

埼玉工業大学研究 SEEDS 集
(全編) 閲覧用 QR コード



人間社会研究科 情報社会専攻 担当教員 研究SEEDS

数値計算、データ分析、プログラミング教育



高橋 広治 教授
人間社会学部 情報社会学科 情報処理研究室
研究室ホームページ URL:
<https://www.sit.ac.jp/user/tkoji/>
キーワード(専門分野)
天文学、情報処理、数値計算、データ分析、プログラミング

■ 研究の目的、概要、期待される効果

天体の力学的進化、特に球状星団の力学的進化を数値シミュレーションの手法により研究している。球状星団とは、数10万～数100万個の恒星が自己重力により球状に集まってきている天体である。このような自己重力多体系は複雑で非線形な振る舞いを示すため、その力学的進化は物理学的に興味深い。また、球状星団は銀河系の中で最も古い部類の天体であり、その進化の解明は銀河系全体の進化の解明につながるという意義もある。球状星団の進化の理論的な研究には、数値シミュレーションが必須であり、計算手法を工夫したシミュレーションを実行して研究を行っている。

■ 業界の相談に対応できる分野

一般的な数値計算、データ分析、プログラミング教育。

■ 研究事例 または アピールポイント

- 1) 銀河系の潮汐場中の球状星団の進化
銀河系の潮汐場の影響を受けた球状星団からは星が徐々に飛び去るため、球状星団の質量は時間とともに減少する。この過程を Fokker-Planck モデルという理論モデルに基づいたシミュレーションによって研究した。その結果、Fokker-Planck モデルにおいては、脱出エネルギーを超えたエネルギーを持ちながら長く星団にとどまる星の扱いが重要であることが分かった。
- 2) 球状星団の力学的特性量のデータ分析
公開されている銀河系の球状星団の物理量に関するデータベースを利用して、球状星団の種々の力学的特性量の間の関係を探索した。その結果、いくつかの量の間には強い相関があること、特定の散布図上で星団がグループ分けされる可能性があることが分かった。
- 3) 卒業研究におけるプログラミング教育
学生の卒業研究指導においては、情報処理技術の応用をテーマとしている。特に、プログラム開発を中心にすえた教育を行っており、学生はオリジナルのアプリやゲームの作成、データ分析などの研究を行っている。

60

パーパス経営を基軸とした人的資本活用とビジネスモデル再設計



氏名 林 信義 教授
人間社会学部 情報社会学科 ビジネスモデル研究室

キーワード(専門分野)
ビジネスモデル、人的資本経営、パーパス経営

■ 研究の目的、概要、期待される効果

ビジネスモデルの革新と、それを支える人的資本の活用、ならびに企業の実存意義(パーパス)を軸とした経営戦略の構築を目的としている。
この研究により、企業は中長期的な競争力の源泉として人材を捉え直し、人的資本を活かした持続可能な価値創出の仕組みを導入することが可能になる。また、パーパスを基軸とした経営の導入支援を通して、社員の共感を得ながら経営理念を具現化するプロセスを実施できる。

■ 業界の相談に対応できる分野

- ビジネスモデルの再設計 人的資本経営構築
- 人的資本経営の構築
- パーパス策定・浸透

■ 研究事例 または アピールポイント

- 地元食品企業のパーパス策定と浸透
- リスキリングによる持続的競争優位の確立
- 人的資本経営の要諦～エンゲージメント～
- コーポレートガバナンス強化に向けた社外取締役の在り方
- サステナビリティ経営に向けた指針と実践
- コロナ禍における企業経営の針路 —非財務情報、SDGs に関する考察—

新吉経営理念

私たちの使命は、
お客様に安全、おいしさ、楽しさ、健康
を提供し続けることにより、豊かな
食文化の向上に寄与することです。
それが私たちの喜びであり誇りです。

61

経営問題への情報技術の活用



村山 要司 教授
人間社会学部 情報社会学科 経営情報研究室
研究室ホームページ URL:
<https://murayama-lab.org/>
キーワード(専門分野)
経営情報、コンピュータサイエンス、最適化、シミュレーション

■ 研究の目的、概要、期待される効果

近年、IT が経営に及ぼす影響が大きくなり、経営戦略と情報戦略を同時に考え、推進していくことが求められている。本研究では、IT 企業での技術者、経営者としての実務経験を活かし、さまざまな経営問題に対して、人工知能などのコンピュータサイエンスを活用し、マーケティング分析や、ビジネスプロセスの効率化を図る研究を行っている。

■ 業界の相談に対応できる分野

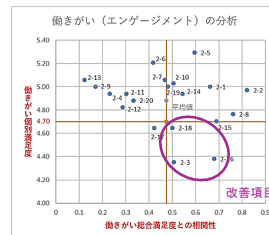
経営課題における最適化、シミュレーション、データサイエンス、デジタルマーケティングなど

■ 研究事例 または アピールポイント

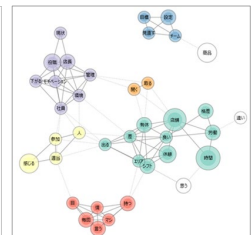
<埼玉県生産性本部との共同研究>

社員幸福度(働きがい×働きやすさ)調査の構築に関する研究

労働人口の減少、人材の流動化、働き方や価値観の多様化が進行する現代において、社員のエンゲージメント(働きがい)を高め、社員満足度(働きやすさ)を向上させることは、企業の成長と持続可能性の重要な鍵となっている。現在、ES(社員満足度)を評価するための調査ツールやサービスは存在するものの、提供される結果は膨大なデータの羅列にとどまり、企業担当者が実際の課題や改善点を読み取るのが、困難なものとなっている。本研究では、アンケート項目を検討、決定すると共に、回答者にとってノンストレスな入力方法、解析結果の評価、改善項目の明確化など、ユーザーフレンドリーな調査・分析手法を示した。



働きがいのポートフォリオ分析



自由記述欄のテキストマイニング

62

持続可能な地域共生社会づくりとその評価手法の研究



茂木 勇 教授
人間社会学部 情報社会学科 地域マネジメント研究室
研究室ホームページ URL:
<https://sites.google.com/sit.ac.jp/moteki/top>
キーワード(専門分野)
地域社会との共生、ウェルビーイング指標、まちづくり事業評価

■ 研究の目的、概要、期待される効果

・研究の柱の1つは、持続可能な地域共生社会づくり。これを社会教育の視点から研究を進めている。国の教育振興基本計画は、「持続可能な社会の創り手の育成」と「社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。これを地域社会に実装するには、社会教育を介し、ウェルビーイング指標導入やデジタル化を進める必要がある。今後、企業CSRや社会起業を念頭に、コミュニティマーケティングを進めるならば、地域社会との共生は重要な視点である。

・研究の柱のもう1つは、自治体政策やまちづくりに係る評価研究。プログラム評価や組織評価、参加型評価といった「組織や事業の改善に有効な評価手法」に着目し、自治体の組織改善やまちづくり事業の改善効果について考察を行っている。地域資源に限られるなか、自治会や商店街、イベント実行委員会など、まちづくりに関わる非営利組織の持続性評価や実施事業の有効性評価など、事業の実施主体として、説明責任を果たすことは重要な視点である。

■ 業界の相談に対応できる分野

・地域共生社会に向けたコミュニティマーケティング活動(含むデジタルデバйд解消、ウェルビーイング評価)
・非営利組織の持続性評価及びイベントの有効性評価

■ 研究事例 または アピールポイント

研究事例(1) 高齢者のデジタルデバйд解消を目指した仕組みづくり(図1)
・地方自治体とNPO法人の連携により、デジタルに関する学習成果を地域内循環させる仕組みを構築。スマホ教室受講者⇒デジタルサポート登録⇒養成講座後、サポート活動を開始(★前橋市の事例)

研究事例(2) 市民のウェルビーイング指標分析を行うワークショップ(図2)
・デジタル庁が実装した分析ツールを活用し、市民の地域幸福度を主観/客観の2種類のデータで可視化。市民生活に関する24のカテゴリに照らした分析・提案を行う市民ワークショップを実施(★前橋市の事例)



図1 デジタルデバйд解消事業(スマホ教室)

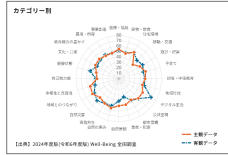


図2 前橋市民のウェルビーイング指標

63

目的展開法を活用した新規事業開発と利益創出



本吉 裕之 教授
人間社会学部 情報社会学科 経営企画研究室
研究室ホームページ URL:
<https://www.motoyoshi-lab.com/>
キーワード(専門分野)
経営管理 商品開発 営業戦略 データ分析 地方創生 企画立案

■ 研究の目的、概要、期待される効果

■ 目的と概要
＜新規事業開発と利益創出＞
各企業において、新しい事業を行うための体制・環境の整備、仕組み作りの構築を研究
企業活動に加え地域創生においても、収益を出す仕組みと自走するシステム構築

＜地方創生における諸問題の解決と人材育成＞
自治体と連携し、新しい収益モデルの構築により、人口減少を見据えた10年、20年後の課題解決

■ 期待される効果

・時間軸発想を用いたビジネスによる課題解決
・インターネット社会における行動経済学から見た消費者行動からの売上の増大
・「目的展開法」による、新企画・商品開発ノウハウの提供

■ 業界の相談に対応できる分野

・企業、自治体と連携した商品開発、販売促進、プロモーション
現在、埼玉県深谷市、深谷酒店街連合会、埼玉県美里町、福島県只見町と連携中

■ 研究事例 または アピールポイント

・東北地域ブランド総選挙 実行委員会賞・プレゼン賞(特許庁・東北経済産業局)
・JR只見駅周辺魅力化向上事業「縁結び」三石神社PR活動事業(福島県只見町) ※画像1
・渋沢栄一翁が関わった企業「百社一首」企画・制作・販売(埼玉県深谷市) ※画像2



画像1(PR・デザイン担当)



画像2(商品企画・制作担当)

64

3DCGを活用したインタラクティブメディア表現



森沢 幸博 教授
人間社会学部 情報社会学科 メディアデザイン研究室
研究室ホームページ URL:
https://www.sit.ac.jp/laboguide/ningenshakai/jouhou_shakai/#morisawa
キーワード(専門分野)
3DCG、メディアデザイン、デジタルコンテンツ、複合現実感

■ 研究の目的、概要、期待される効果

3DCGキャラクターを利用したCG映像、メタバース空間などで注目されるイマーシブ(没入感)な表現を有するデジタルコンテンツ、非言語情報や体性感覚を組み合わせた表現手法に関する研究を行なっている。本研究は、デジタル技術を活用することによって可能となる複合的な感覚表現とユーザーとの双方向的なコミュニケーションを融合し、没入感の高い体験を創出することを目的としています。

■ 業界の相談に対応できる分野

CGキャラクターを活用したデジタルコンテンツ・動画制作、インタラクティブコンテンツ開発。
デジタル技術を活用した文化財・建造物アーカイブ。

■ 研究事例 または アピールポイント

＜研究・制作事例＞
1) **ドームハウスで体験するインタラクティブ映像「Re*FLECTIONS」**
「Re*FLECTIONS」は、インタラクティブ(双方向)な要素を取り入れた体験型のコンテンツです。半球型のスクリーンに包み込まれるような感覚を活かすため、自然界の揺らぎを感じる360度映像コンテンツを制作。(図1)
2) **リアルタイムアニメーション「Attendoll」によるPR動画制作**
3DCGキャラクター「Attendoll」を活用した観光支援のためのPR動画を制作。簡易モーションセンサーを利用したリアルタイム編集によって、キャラクターの動きを現実空間に再現する。(図2)



図1:「Re*FLECTIONS」



図2:「Attendoll」キャラクターイメージ

65

自然の現象を利用した造形手法の開発



山路 康文 教授
人間社会学部 情報社会学科 ヒューマンプロダクトデザイン研究室
キーワード(専門分野)
プロダクトデザイン、UX/UIデザイン、地域課題解決、デジタルアプリケーション

■ 研究の目的、概要、期待される効果

現在、製品の製造には、長い歴史を持つ「型」を使用した成型技術に加え、デジタル技術を利用したデジタルファブリケーション(主に3Dプリント)が利用される様になり、従来の製造方法では実現できなかった造形や量産規模の少ない製品の精度向上に寄与している。一方で、地球環境や急速に変化する生活環境を踏まえて将来を見据えた場合、依然として有限資源(石油由来・環境破壊的資源)を利用する製造方法の限界も見逃せない。本研究は、身の回りの生物や植物や自然現象など無限的な資源とエネルギー源を利用した新たな「造形手法・製造手法」のあり方を研究するものであり、地球環境を維持しながら豊かな人間生活を継続させる理想的な製造方法になり得ると考える。

■ 業界の相談に対応できる分野

デジタルファブリケーション技術を活用した製品開発を標榜する企業や研究開発組織。植物や生物を育成する事業を行う企業での新たな価値創造の研究・開発組織。

■ 研究事例 または アピールポイント

研究事例

- 1: 蔓性植物の成長を利用した造形研究**
ゴーヤや朝顔などに代表される1年性蔓性植物の成長を利用し、何らかの「道具」の造形実験。温暖化対策で一般化した「グリーンカーテン」は、温度低下効果だけでなく、食物の採取に加え、事後の素材の利用方法としても有益であると考える。
- 2: 樹木の成長を利用した造形研究**
オリーブやベンジャミンなど、家庭で育てやすい樹木の成長を利用し、その成長過程で家具などを作成する実験。蔓性植物でできる造形の強度限界を超える「目的」に使え手法として研究。
- 3: 白アリの食痕を利用した造形研究**
害虫として扱われる「白アリ」であるが、その栄養価の高さは、将来的に人間の食料としての可能性も注目されている。このシロアリの食性を利用した造形の可能性を探るとともに、造形後の白アリの食用利用や養殖飼料としての可能性を探索研究。

66

未来の社会をデザインする、社会学の可能性。



平田 文子 准教授
 人間社会学部 情報社会学科 社会学・教育学研究室
 研究室ホームページ URL:
<https://www.hirata-labouser.com>
キーワード(専門分野)
 西洋思想、社会学、教育思想、教育実践方法、倫理学、モラル

■ 研究の目的、概要、期待される効果

教育は、共同体の秩序を保つために個人を社会的存在者へと育成するための営みとも言われています。共同体、あるいは組織の中で他者とよりよい関係を築くことは組織の発展にも個人の精神衛生上にも非常に重要なことです。私が研究しているフランスの社会学者エミール・デュルケムは「社会学の祖」として有名ですが、教育学者としても有名です。なおかつ道徳教育の実践方法を重視して教員養成に尽力した人物です。社会学・教育学は、自他関係、あるいは、個人と集団との関係を分析し、よりよい社会を築くための学問です。その意味において、企業、学校、地域という共同体のよりよい発展を願う学問でもあります。

■ 業界の相談に対応できる分野

- ・特定の文化や歴史、地域の特性などを学術的な視点から調査・分析し新たな価値創造に貢献します。
- ・社員の方々のモチベーション向上、思考力の向上、幅広い視野を獲得するための教養講座・セミナー。
- ・グローバル展開を進める上での異文化理解に資するワークショップ。
- ・文章作成能力・プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力育成のためのワークショップ。

■ 研究事例 または アピールポイント

- <研究業績>
- ・著書『デュルケム 世俗道徳論の中のエッセイ』(ひつじ書房) [日本学術振興会助成刊行物]
 - ・著書(共著)『ここからはじまる道徳教育』(ひつじ書房)
 - ・分担執筆『やさしく学ぶ教職課程 教育原理』(学文社)



写真は、著書と自身で撮影したアルザス・ロレーヌ地方
 主な撮影場所はストラスブルとエピナル

67

株式会社法制上の種類株式制度に関する比較法研究



李 詒紅 准教授
 人間社会学部 情報社会学科 ビジネス関連法研究室
キーワード(専門分野)
 種類株式、会社支配権の帰趨、比較法研究(専門分野: 商法・会社法)

■ 研究の目的、概要、期待される効果

株式会社法制においては、株式の権利内容が同一であることを原則とする。しかし、その例外として、一定の範囲と条件のもとで、会社の定款ですべての株式の内容について特別なものを定めることや、定款で権利内容の異なる複数の種類の株式を発行することが認められている。これが種類株式制度である。こうした種類株式制度のもとで株式が多様化し、そのため株式による会社資金調達や会社支配関係の多様化の機会が株式会社に与えられている。

日本国内では上場会社と非上場会社を問わず、種類株式の活用が見られてきている。従来では、非上場会社による出資関係と支配関係を調整する手段として種類株式が利用されてきたが、近年上場会社でも同様な目的から種類株式の利用例が増えつつある。こうした状況は諸外国でも同様に見られてきている。

種類株式制度は、株式会社の資金調達や会社支配権関係の調整などの場面において利便性の高いツールを提供しているといえる。しかし、種類株式が発行されてから、種類株式を保有する種類株主と他の一般株主との間の利害調整や、複数の種類株式が発行された場合の複数の種類株主間の利害調整はときどき複雑な問題をもたらす。その調整の仕方やバランスが、制度のあり方と運用上の諸問題を多く孕んでいるといえる。

本研究は、こうした種類株式制度に着目して、さまざまな種類の株式を素材として、諸外国との制度比較、運用上の実務の相違などについて比較研究するものである。

■ 業界の相談に対応できる分野

さまざまな種類株式の発行、利活用など

■ 研究事例 または アピールポイント

これまで本研究において取り上げた種類株式の具体例としては、拒否権付種類株式、複数議決権種類株式などがある。拒否権付種類株式は主として EU 域内における裁判例を取り上げ、EU 法のもとで当該種類の株式のあり方を検討したものである。また、複数議決権種類株式についてはアメリカや香港における利用実態を調査研究した。諸外国の制度や事例調査を行うことは、日本国内での制度・運用のあり方について検討する際に有益な示唆が得られる。

68

創造性を引き出す“対話的”デザインの研究



岡本 陸 講師
 人間社会学部 情報社会学科 情報デザイン研究室
 研究室ホームページ URL:
<https://okamoto-lab.jp/>
キーワード(専門分野)
 情報デザイン、創造的自己信念、分人、リフレクション、ブランディングデザイン

■ 研究の目的、概要、期待される効果

デザインの民主化が進む中、デザイン初学者が創造的自己信念(自分にも創造性があるという実感)を育むプロセスに注目している。その一手法として、他者との対話を通じて自己を相対化しながら、自分ならではの創造性を再発見するリフレクションの枠組みを開発してきた。今後は、情報デザインの視点を取り入れ、「人と人、人と道具の関係性を構築する方法」として、創造性と向き合うためのデザイン実践をさらに探究していく。また、近年急速に普及する生成 AI との対話を、自己との対話を促す“新たな他者”と捉え、その活用によって創造的自己信念の育成にどのような可能性があるかも検討していく。

■ 業界の相談に対応できる分野

教育機関向けの創造支援プログラム設計。初学者向けの創造性評価・育成手法の開発。リフレクション手法の提案、使いやすいアプリの UI 設計。組織の「らしさ」を視覚的に表現するブランディングデザイン。

■ 研究事例 または アピールポイント

- <研究・制作事例>
- 1) 創造的自己信念を醸成するための対話的リフレクションの設計**
 アイデア創出のワークショップ後に、自己と他者の比較を伴うリフレクション手法の提案をした。このリフレクションにより、参加者は自分ならではの創造性について改めて考えることができる。人間の創造性が発揮される空間を設計する広義の情報デザインである。(図1)
 - 2) 不動産管理会社と入居者のコミュニケーションを円滑にするアプリのデザイン**
 高齢化が進む不動産業界では、入居者との対応は基本電話である。しかし、年々増加する外国人入居者と言語の壁を超えてやり取りする必要がある。Dicon は、そんな問題を解決するための不動産専用コミュニケーションツールである。人と人を繋ぐための道具を設計する、狭義の情報デザインである。(図2)



図1: ワークショップの設計

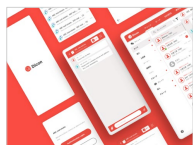


図2: Dicon

69

人間社会研究科 心理学専攻 担当教員 研究SEEDS

人間の認知・注意機能の心理学的研究とその応用



大塚 聡子 教授
人間社会学部 心理学科 知覚心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/ohsuka/>
キーワード(専門分野)
認知心理学、注意特性、視線計測、ヒューマン・インターフェース

■ 研究の目的、概要、期待される効果

人間の注意をひきやすい、または人が注意を向けやすい知覚刺激の特定や、人間が直感的に理解しやすい情報提示法の検討、機器操作の中でエラーを招きやすい要因を探索する研究を行っている。視覚や聴覚情報に関する人間の注意・認知特性を、対面およびオンラインによる行動実験と質問紙調査、またアイトラッキングによる視線計測を通してデータを収集・解析して検証している。

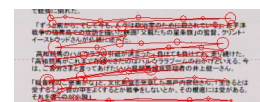
■ 業界の相談に対応できる分野

- 人の注意をひきやすい知覚刺激、ユーザーが理解・操作しやすくエラーを起こしにくいデザイン・インターフェースや理解しやすい情報提示方法などを、行動実験や質問紙調査に基づいて検討することができる。
- 上記の内容の一部を、対面に加えてオンラインで実施することができる。
- 収集したデータをMS ExcelやPowerBI、そのほか統計解析ソフトウェアを用いて集計・可視化・解析することができる。

■ 研究事例 または アピールポイント

- ・2次元・3次元空間における注意移動特性の研究
- ・表示媒体(PCやスマートフォン、および紙面)による表示内容の理解の違い
- ・文字や映像を観察する際の視線計測
- ・インターネットを活用した行動実験・質問紙調査
- ・人間行動データの解析

読書中の視線計測の例(停留点解析)



72

ギャンブル課題を用いた個人の気質・行動特性の測定



河原 哲雄 教授
人間社会学部心理学科 認知心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/kawahara/>
キーワード(専門分野)
学習、意思決定、言語理解、記憶

■ 研究の目的、概要、期待される効果

アイオウ・ギャンブル課題は、報酬と損失の確率が異なる4つのデッキからカードを1枚ずつ選択する課題で、人が不確実な状況で、どのようにして経験から学習しながら意思決定を行うかを調べる実験課題です。従来は、良いデッキと悪いデッキの選択数といった大雑把な集計データを指標にして、脳損傷による行動障害や、病的賭博、薬物乱用などの臨床診断などに用いられてきましたが、近年は、強化学習計算論モデルが開発されて、1回ごとの選択反応データから、学習率や損失回避傾向といったより本質的な特性パラメータを推定して、神経系における情報伝達・学習プロセスや、脳内物質のはたらきと関連づけることができるようになってきています。

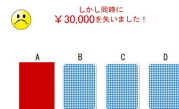
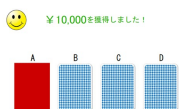
本研究室は、パソコン上で実行できるアイオウ・ギャンブル課題プログラムを開発・公開しており、また個人の反応データから階層ベイズ強化学習モデルのパラメータを計算する体制を整えています。不確実な状況における人間の学習・意思決定プロセスの解明を進めるとともに、意識的・言語的な自己評価に依存する性格テストよりも高い精度で個人の気質や行動傾向の測定を行えるようになることを目指しています。

■ 業界の相談に対応できる分野

ギャンブル課題プログラムを用いた、個人の行動・意思決定特性の測定。
生理的測定より簡便に、性格テストより客観的に、個人の気質・行動特性を測定。

■ 研究事例 または アピールポイント

- ＜研究事例＞
- ・アイオウ・ギャンブル課題を用いた非行少年の意思決定における特徴の検討
- ・不確実な状況における学習と個人の生理的気質特性の関係
- ・不確実な状況における学習と個人の行動・注意特性の関係



73

社会心理学(消費者心理)を活用した地域や企業の課題解決・発展



泉水 清志 教授
人間社会学部 心理学科 社会心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://www.sit.ac.jp/laboguide/ningenshakai/shinri/#sensui>
キーワード(専門分野)
消費者行動、エンカ消費、共感、SNS、広告、eスポーツ

■ 研究の目的、概要、期待される効果

- エンカ消費に関する研究
社会的課題の解決やその課題に取り組む事業者を応援する「エンカ消費」について、SNS やコミュニケーション、消費者像から研究を行っています。現代社会が取り組むべき問題で企業の社会的責任でもあるため、エンカ消費の促進は多様な社会問題の解決や企業の社会貢献(CSR)につながるかと期待されます。
- SNS・広告の共感と消費者行動に関する研究
SNS や広告の共感と消費者行動について、共感内容や共感相手から研究を行っています。消費者行動のみならず現代社会で「共感」はキーワードであるため、共感の内容や相手をもつSNS・広告の活用はブランド認知・イメージの向上、消費(購買)行動の促進、企業の収益増大につながるかと期待されます。
- eスポーツと社会的交流(コミュニケーション)に関する研究
「eスポーツ」について、ゲーム依存(ゲーム行動症)やコミュニケーションから研究を行っています。近年 eスポーツは Z世代を中心に盛り上がりを見せ、市場は拡大し、自治体では地域活性化、企業では交流やマーケティングを目的に取り組んでいるため、今後はその活用が地域発展や新たなビジネスにつながるかと期待されます。

■ 業界の相談に対応できる分野

エンカ消費を通じた社会問題解決や企業社会貢献、SNS・広告によるブランドイメージ向上やPR効果、eスポーツを活用した企業内・間の交流や地域発展・活性化、など

■ 研究事例 または アピールポイント

- エンカ消費に関する研究
倫理的配慮に基づいた意識はバイコト(購買)よりバイコト(不買)が高く、高齢層は災害援助活動や自然環境保護活動への意識、若年層は社会貢献活動への意識の高さから応援消費への態度が高く、行動する。
- ソーシャルメディアでの共感他者の有無や関係性はエンカ消費行動に影響しないが、関係他者の共感広告内容に重みづけをして情報の信頼性や重要性を高め、エンカ消費への態度を高める。
- SNS・広告の共感と消費者行動に関する研究
専門的クチコミでは関係する他者からの共感が妥当性を高め、体験的クチコミでは関係ない他者からの共感が規範性を証明し、消費者の気分、満足感、自尊感情を高める。
- 専門的クチコミの発信は広告や商品の記憶を活性化し、体験的クチコミの発信は実際の体験やその後の満足感をイメージさせてその評価や消費意思を高め、消費者の気分、満足感、自尊感情を高める。
- eスポーツと社会的交流(コミュニケーション)に関する研究
高校生は eスポーツのプレイ時間が長いほど常にゲームのことを考え、止めることができない傾向にあるが、大切な人間関係を危うくする。勉強がうまくできない傾向はなく、自己コントロールをしながらプレイしている。
- eスポーツの経験は、他者との関わりやチームプレイでの協力を通じてコミュニケーション・スキルを高め、情緒的コントロールの必要性から自己調整、他者の情緒的サポートの必要性から他者受容のスキルを高める。
- ◆ エンカ消費、共感、eスポーツは社会や企業での必要性が高く、多様な活用が可能です。自治体や企業との連携経験を生かし、社会心理学的立場からさまざまなニーズに対して協働することができます。

74

心の健康と支援者支援およびパーソナリティ理解に関する研究



滝澤 毅矢 准教授
人間社会学部 心理学科 臨床心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/takizawa/>
キーワード(専門分野)
臨床心理学(保健・医療分野)、心理アセスメント、精神医学

■ 研究の目的、概要、期待される効果

● 認知症のある方と家族及び介護専門職への心理的支援に関する研究

本研究は臨床心理学側面と精神医学的側面より、認知症のある方だけに限らず認知症のある方に関わる介護者に関する研究テーマである。現在、我が国は超高齢社会に突入しており、今後も人口における高齢者の比率は上昇傾向にあると推測されている。また、認知症の危険因子に年齢が挙げられており、今後も認知症の罹患率は増加することが予想される。認知症のある方のウェルビーイングに関する研究もさることながら、本研究テーマでは認知症のある方の日々を支える関係者のメンタルヘルス向上に寄与する支援方法も検証していく。

● 心理検査を用いた心理状態及び精神症状に関する研究

様々な心理検査のうち、特に投射法を用いた人の心理状態及び精神症状並びに精神疾患に関する理解を深める研究テーマである。人間の心理的特徴を客観的に捉え、端的に説明することは難しい。心理検査はそのような複雑な心理的特徴を外在化し、客観的に操作可能なものへと変換することができる。本研究テーマでは人間の様々な心理的特徴を、心理検査を用いて明らかにすることで、治療や支援として教育の一助となる情報を社会に提供することを目的とする。

● 精神疾患並びに自殺関連行動及び自殺予防に関する研究

本邦は他の先進国と比較して自殺関連行動が多いことが明らかとなっている。また、成人期以降の年間自殺者数は高止まりの状態にあると近年報告されているが、思春期や青年期の自殺者数は変わらず増加の一途を辿っている。これには個人の心理的問題や身体的状況に限らず、経済状況や社会状況など様々な要因が複雑に関連している。本研究テーマでは、自殺関連行動に関する要因を明らかにするとともに、自殺関連行動予防の一助となるような様々な要因を検証していく。

■ 業界の相談に対応できる分野

地域における心理的及び精神的健康保持促進のための啓蒙並びにコンサルテーション・リエゾン

■ 研究事例 または アピールポイント

長らく地域の医療現場において臨床及び研究活動を行ってきました。病院臨床に限らず地域連携(認知症介護従事者へのコンサルテーション、母子保健領域における妊産婦のメンタルヘルス、医療従事者や学校教職員のメンタルヘルス等)にも携わってきたので、医療・福祉・教育領域における心理支援をはじめとした心の健康に関する広々とした事例(研究・地域連携)に対応できます。

75

コミュニティ心理学の視点から、人と環境の相互作用を探る実践的研究



金子 まどか 講師
人間社会学部 心理学科 福祉心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/kaneko/>
キーワード(専門分野)
コミュニティ、福祉心理臨床、社会モデル、インクルージョン、質的研究

■ 研究の目的、概要、期待される効果

人と環境との接点に着目し、コミュニティ心理学の視点から、人の心のあり方や成長・発達のプロセスを探究しています。特に、地域や学校、福祉施設など実際の現場と密接に関わりながら行う実証研究やフィールドワークを重視し、理論と実践をつなぐ研究を展開しています。

神経発達症(発達障害)等の背景を持つ子どもやその保護者および支援者を対象にすることが多いですが、障害そのものの改善を目的とするわけではなく、研究の焦点は行動と環境の相互作用です。

主なテーマとしては、①障害の有無にかかわらず、共に育ち合う「インクルーシブなコミュニティ」の実現に必要な条件の解明、②専門家・非専門家にかかわらず、支援が必要な人を取り巻く有効な関わり方や環境づくりのあり方の検討、などがあります。

これらの研究を通じて、多様な人々が安心して暮らし、学び合える社会の実現に寄与することを目指しています。現場の見識と学術的な知見を融合することで、実効性の高い支援の在り方や、地域に根ざした人と人とのつながりのあり方を研究しています。

■ 業界の相談に対応できる分野

障害者雇用、職場における合理的配慮、ニューロダイバーシティの推進、質的研究

■ 研究事例 または アピールポイント

【研究事例】

複数人の困りごとを「社会的ニーズ」として捉え、その解決の一助となる場や集いの場を創出する試み

例)不安や見通しの無さによって、小学校5年生で実施される林間学校に行けない子どもが多いことが、神経発達症、不登校の子どもの親へのインタビューから確認された

→「フレ・林間学校」(実際に泊まる場に保護者・子どもで行く。実際の行程を事前に親子で体験する。2018より企画しており、例年10組前後が集う企画である。



77

働くひとのこころの健康を考える



村中 昌紀 准教授
人間社会学部 心理学科 臨床社会心理学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/muranaka/>
キーワード(専門分野)
産業メンタルヘルス、抑うつ、ストレス、パーソナリティ

■ 研究の目的、概要、期待される効果

専門は産業労働領域の臨床心理学です。これまで企業内やハローワーク等で心理職として勤務してきました。研究としては、主にパーソナリティが対人ストレスや抑うつに与える影響について大学生や社会人を対象に検討しています。具体的には、他者からの評価を過剰に気にする傾向や自己の快感情を他者との関連よりも優先させる傾向が、対人ストレスを高め、抑うつに至るモデルについて検討を行ってきました。これらのパーソナリティを持つ人たちがどのような職場環境であれば適応し、力を発揮できるのに関心があります。また、これまで民間企業や公的機関で働く人々や就職活動中の人々の心の健康について支援を行ってきた経験から、働く人達の心の健康についての予防的取組みに関心があります。

■ 業界の相談に対応できる分野

これまで企業においてメンタルヘルス対策に従事した経験があり、メンタルヘルス研修(セルフケア、ラインによるケア)を行うことができます。

■ 研究事例 または アピールポイント

働くひとのこころの健康にとりくむ研究室です。

76

オンラインカウンセリングに関する実証的研究 現代の心理療法論



田中 崇憲 講師
人間社会学部 心理学科 心理臨床実践学研究室
研究室ホームページ URL:
<https://dep.sit.ac.jp/sinri/staff/tanaka/>
キーワード(専門分野)
現代におけるこころ、オンラインカウンセリング、心理臨床における変容、学生相談、青年期

■ 研究の目的、概要、期待される効果

● オンラインカウンセリングに関する実証的研究
オンラインカウンセリングにおけるセラピストとクライアントの身体同調、発話の特徴などのデータを分析することで、対面カウンセリングにおける治療関係の構築の相違点を研究している。それらのデータはオンラインカウンセリング独自の治療関係構築の理解に寄与し、オンラインカウンセリングの治療効果を高める面接技法や面接者の訓練法の提案につながると考えられる。

● 心理臨床過程における「変容」について、「異」なるものと心理臨床
心理臨床の過程における変容の契機やそれをいかにして捉えるのかという観点から主に事例研究を通して検討している。

● 青年期の心理臨床的課題や学生相談に関する研究
青年期に特有の心理的課題や心性について、特に現代という時代の観点から臨床事例研究、文献研究を行っている。その中でも、学生相談のシステムの再考や効果的な支援がいかにして展開できるかということについても研究を進めている。

■ 業界の相談に対応できる分野

オンラインカウンセリング、心理療法

■ 研究事例 または アピールポイント

科学研究費・基礎研究(C)「AIデータ解析を用いたオンラインカウンセリングにおける治療関係構築に関する実証研究」(2025年度～2027年度)として採択されている(研究課題番号 JP25K06831)。
その中ではオンラインカウンセリングと対面カウンセリングについてAIによるデータ解析を用いて、より詳細で多角的なデータを扱いカウンセリング中の身体同調、表情の変化等を分析する計画である。

78

《資料3》 大学院担当教員による教育研究成果の発信機会_例

[心理学セミナー]

2025
年度

心理学セミナーご案内

参加費
無料

今年度もバラエティーに富んだテーマで心理学の世界をお届けいたします。
奮ってご参加ください。

第1回

7/21

【開催時間】17:00~18:00

会場 埼玉工業大学
臨床心理センター 2階/研修室

参加費 無料

定員 60名(先着順)
※定員になり次第締め切ります。

申込期間 7/1⑧~7/14⑨

お申し込みは
こちらから

埼玉工業大学人間社会学部心理学科
村中 昌紀 准教授

「働きがい」の心理学

みなさんは「働くこと」、「仕事をする事」に対してどのようなイメージを持っていますか？それらを「辛いこと」や「ストレス」など否定的に感じる方も少なくありません。たしかに、働くことがストレスでもありますが、このセミナーでは「働くこと」が持つ肯定的な側面について考えていきたいと思います。

第2回

9/15

【開催時間】11:15~12:30

会場 埼玉工業大学
臨床心理センター 2階/研修室

参加費 無料

定員 60名(先着順)
※定員になり次第締め切ります。

申込期間 7/1⑧~9/8⑨

お申し込みは
こちらから

香里山カウンセリングオフィス代表
埼玉工業大学
三浦 和夫 名誉教授

石と心

どこにでもありそうな石ですが、風景構成法の風景に「石」を置こうとすると、川との関わりがわからなくなったりそれはなぜなのか、そもそも石にはどんな意味があるのでしょうか。石の道徳神や地震を抑え込む「聖石」神話(洪水神話)そして、仏としての石(自我体験)などにも触れながら、二つの心理療法技法(箱庭療法と風景構成法)に就いた「石」をめぐり心の表現としての「石」について、できるだけわかりやすくお話ししたいと思います。

第3回

9/23

【開催時間】15:00~16:00

会場 埼玉工業大学
臨床心理センター 2階/研修室

参加費 無料

定員 60名(先着順)
※定員になり次第締め切ります。

申込期間 7/1⑧~9/16⑩

お申し込みは
こちらから

埼玉工業大学人間社会学部心理学科
河原 哲雄 教授

「学習・記憶・思考のしくみ」

健康で創造的な毎日を送っていくためには、自分の記憶や思考とどのようにつきあっていけばよいでしょうか。また、科学的な裏づけがある、効果的に続けられて効果が高い勉強や訓練のやり方とはどのようなものなのでしょうか。人間の学習・記憶・思考のしくみと、わたしたちの日常生活とのかかわりについて、最新の実験心理学や脳科学の研究結果をもとに、わかりやすく解説します。

第4回

11/24

【開催時間】9:30~10:30

会場 埼玉工業大学
臨床心理センター 2階/研修室

参加費 無料

定員 60名(先着順)
※定員になり次第締め切ります。

申込期間 7/1⑧~11/17⑩

お申し込みは
こちらから

埼玉工業大学人間社会学部心理学科
金子 まどか 専任講師

「発達障害の先へ

発達障害は「障害」としてとらえるのではなく、人それぞれの脳の違いとして考える時代へ。本セミナーでは、近年注目されている「ニューロダイバーシティ(神経多様性)」の視点から、発達障害に対する理解を深め、多様性を尊重する社会の在り方を探ります。発達障害の概念を超え、個々の特性を生かす新しい考え方についてともに学びましょう。教育や職場、家庭において、私たちは何ができるのか？一編に考えてみませんか。

● 後援：深谷市教育委員会
● 申込方法/各セミナーの二次元コードよりお申し込みください。

埼玉工業大学 埼玉県市町村職員共済組合メンタルヘルス指定機関

埼玉工業大学
臨床心理センター

〒369-0203 埼玉県深谷市普濟寺1553-1
TEL.048-585-6071 FAX.048-585-6072
URL <https://www.sit.ac.jp/rinshoushinri/>



話して遊んで、つながる、ほっとする。
**埼玉工業大学心理学科に
来てみませんか？**

毎日の子育て、本当におつかれさまです。
今日まで、お子さんの成長にたくさん喜びを感じながらも、ときに不安や迷いもあったことと思います。
年中・年長の時期は、お父さんお母さんとの関わりや自分の考えがぐっと育ちはじめ、「あれ？今までとちょっと違うな」と感じることも増えてくる頃です。
他の子と比べてしまい「うちの子、これができる！」「ここが心配」と、気になることもあるかもしれません。
そんな今だからこそ、
お子さんの育ちについて、少し立ち止まって一緒に話してみませんか。
お子さんは大学生のお兄さんお姉さんと好きなことについていっぱいあそびましょう！

詳細

- 保護者の方
- ・公認心理師/臨床心理士のスタッフとお話しましょう
- お子様(年中児・年長児)
- ・心理学を学ぶ大学生と一緒に遊びましょう
- ・料金：無料
- ・予約制 各回10組を定員とします(多数の場合抽選) 開催3日前応募締め切り
- ・開催日2025年度 8/12、9/13、10/11、11/8、12/27、1/10、2/14、3/14

担当：高澤 毅夫・金子 まどか



開催会場 埼玉工業大学 心理学科
〒366-0052 深谷市普濟寺1690
お問い合わせ m.kaneko@sit.ac.jp
埼玉工業大学 臨床心理センター
*当センターは教育研究機関としての機能を備えています



「5歳児フォローアップの取り組み」

埼玉工業大学臨床心理センター
心理学セミナー (2025)
案内閲覧用 QR コード

